

(4) 指定地の現況－2（長久手古戦場／武蔵塚 620 番・622 番【二本松塚】）

① 地 形

平坦地に見えるが、西側の壁沿いがやや高く東側の歩道に向けて緩い傾斜がついている。

明治や大正時代の地形と比較すると、北側の北西に延びる道路は古くから大きく変わっていない。指定地内の地形は、一部で周辺の道路の影響が造成されていると思われる。



② 現況植生



1.構成樹種と特徴

高木は、ソメイヨシノ(7本)とムクノキ(3本)があり、両方とも大木化している。中木はツゲ(13本)、低木はヒラドツツジ(1箇所)やユキヤナギ(4箇所)が植えられている。

ソメイヨシノは、腐朽菌に侵され腐ってきているものも見られる。ムクノキはよく成長し樹形も大きく、本指定地内の代表的な樹木である。

図 - 現況植生調査図(H29 調査)



〔大木となっているムクノキ〕



〔左がムクノキ、中央が石碑、右がソメイヨシノ〕



〔ソメイヨシノは腐朽菌に侵されているものがある〕

③現況土地利用

主要地方道力石名古屋線（グリーンロード）、市道の交差する位置にあり、リニモ長久手古戦場駅に近く、モニュメントやベンチ等も置かれ街角広場的土地利用がされている。
（モニュメントはわずかに指定地内に建つが、ベンチは指定地外である）

指定地内は、石碑がある西側は緑地、東側は歩道となっている。指定地との境界がわかり難い場所である。



図 - 現況施設配置図(H29 調査)



[指定地東側]



[二本松代石]

施設一覧

位置	番号	名 称	外寸(W×H×T),単位はcm	素材	数量	単位	備 考
二本松塚（西）		工作物					
	1	石碑		石製	1	式	記念碑
	2	石積	H=60	花崗岩製	17.6	m	
	3	石縁石	玉石	花崗岩製	0.4	m	
	4	飛石	φ45程度	花崗岩製	37	個	
二本松塚（東）		工作物					
	1	モニュメント		SUS枠、強化ガラス、鋳物	1	基	一部
	2	アスファルト舗装	H=45	コンクリート製	1.4	m	
	3	石縁石	玉石	花崗岩製	5.5	m	

石碑の詳細調査（H29 年調査・写真撮影）【二本松代石】

史跡指定当時この場所は元々庄九郎塚と地続きで、二本の老松があった。村界のはずれに立っていたことから「虫送り」の目安にされ、浮塵子松と呼ばれていた。その松を昭和 20 年代の初めに燃料不足を補うため伐採した。江戸時代に植えられた戦死士卒鎮魂の松を伐り倒したため、代わりに石を置いて塚とした。それが今に残る「二本松代石」である。この碑は、史跡指定当時にはなかったものである。

大きさは、石碑が高さ 66cm、幅が 55cm で、台石が 57 c m×35 c mで花崗岩製である。（昭和 22 年建立）



〔正面〕



〔背面〕



〔右側面〕



〔左側面〕



〔平面〕

(4) 指定地の現況－3（武蔵塚）

① 地 形



図 - 現況地形図（H29 調査）

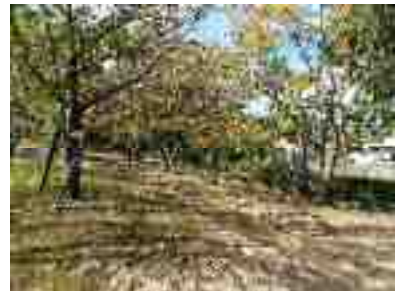
南西側に尾根があり、その尾根から北東側に比較的なだらかな傾斜がついている。一番高い点で標高 77.0m、低い所は石碑への入口部で 73.3m、比高差 3.7m の北東向き地形となっている。明治や大正時代の地形と比較すると周辺部は大きく造成され住宅地となっているが、地形の傾きや尾根の形などを見ると指定地内では大きな改変はされていないと思われる。



①



②



③



④



⑤

② 植 生

1.構成種と特徴

明治 43 年頃の写真を見ると石碑周辺の樹木はあまり見られないが背後は松林があったと思われる。現在は、右表のようにソメイヨシノ（50 本）、ヤマザクラ（10 本）などのサクラ類が全体の 65%を占め、その中にクスノキ（7 本）やクヌギ（4 本）の大木が数本混じっている。特徴的な木としては、日本固有種で愛知県の県木であるハナノキ（11 本）が植えられている点である。木の大きさから見ると植栽された樹木がほとんどである。他の高木は、アカメガシワ（1 本）、イロハモミジ（2 本）、エノキ（1 本）、カキノキ（2 本）、コナラ（1 本）、ネジキ（1 本）、ネズミモチ（1 本）、ヒサカキ（2 本）があり、サザンカの生垣が敷地西側や石碑周りに植えられている。低木では、クチナシやヒラドツツジが見られる。

2.樹木の状態

概ね成長は良いが、ソメイヨシノやヤマザクラの中には先枯れや衰弱しているものも見られる。また、石碑周りには樹木が茂り見通しを悪くしている、サクラの根茎による石碑周りの石柱の傾きなどの影響も多く見られるなどの問題もある。



〔指定地内で最も大きいクスノキ〕



〔尾根付近がクスノキとクヌギで
斜面にはソメイヨシノが植えら
れている〕



〔ソメイヨシノはクスノキやクヌギ
と比べると成長が良くない〕



図 - 現況植生図 (H29 調査)



番号	樹種名	H	C	本立	W	本数	単位	備考
55	ソメイヨシノ	7.0	1.32	1	7.5	1	本	上部枯死
56	ソメイヨシノ	7.0	1.49	2	6.0	1	本	
57	ソメイヨシノ	9.0	1.15	3	7.0	1	本	
58	ソメイヨシノ	7.0	1.08	1	5.5	1	本	
59	ヒサカキ	3.0	0.31	5	2.5	1	本	
60	クチナシ	2.5	-	-	1.5	1	株	
61	ネズミモチ	4.0	0.49	1	2.0	1	本	H=0.35で計測
62	エノキ	5.0	0.30	1	2.5	1	本	
63	クスノキ	5.0	0.38	1	2.0	1	本	
64	ヒサカキ	2.5	0.43	2	2.5	1	本	
99	サザンカ	2.2	-	-	0.8	3	株	生垣



[石積内の樹木で、石碑が見えなくなっている]



[サザンカの生垣が石碑を見えなくしている]



[根茎が石碑に影響を及ぼしている]

③現況土地利用

周辺が住宅地である影響か、日常的利用者は周辺住民が中心である。敷地内には遊具等もなく散策等の利用が主体となっている。



図 - 現況施設配置図(H29 調査)

施設一覧表

位置	番号	名 称	外寸(W×H×T),単位はcm	素材	数量	単位	備 考
武蔵塚内		工作物					
	1	石碑	明和の碑・明治の碑	石製	1	式	記念碑
	2	解説板	149×84、板(82×75)	SUS製	1	基	石碑解説
	3	標柱	□15×108	鋼製	1	基	
	4	立看板	可動式、24×40	木製	1	基	
	5	石積					
	6	石積					
	7	コンクリートウォール	H=45	コンクリート製	45	m	
	8	ブロック積み		コンクリートブロック	121	m	
	9	フェンス	H=120	鋼製メッシュフェンス	117	m	
	10	車止め	φ10	擬木製	5	基	



[解説板]



[標柱]



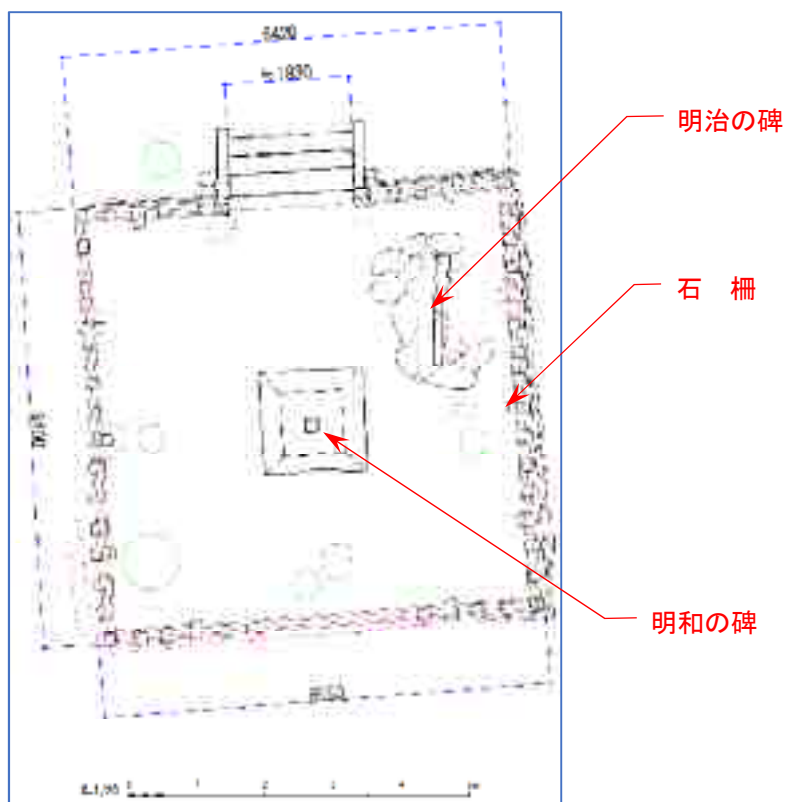
[フェンス]

石碑の詳細調査（H29 年調査・写真撮影）【 武蔵塚 】



〔武蔵塚 オルソー平面〕

名 称	建設年	規 模	単位	数量	備考
明和の碑	明和8年(1771)建立	石碑:16.6cm×15.6cm、h=132cm(花崗岩) 台座:90cm×96cm/153cm×155cm h=117cm(花崗岩)	基	1	
明治の碑	明治31年(1898)建立	166cm×11~25cm、h=198cm(安山岩)	基	1	
石 積	明治31年(1898)か	雑割石積	m	17.3	
石階段	明治31年(1898)か	花崗岩製、W=1.83m、3段	箇所	24.7	
石 柵	明治31年(1898)か	花崗岩石柱51本(内10本控え柱)	m	24.7	
石柵補強金物	不明	SUS製	m	23.9	



[平 面 図]



[正 面]



[右側面]



[背 面]



[左側面]

【 石碑／明和の碑 】



〔正 面〕

刻銘

森武藏守長可戰死場



〔背 面〕

刻銘

明和八年卯十二月八日造
人見彌右衛門黍
赤林孫七郎信之



〔右側面〕



〔左側面〕

【 石碑／明治の碑 】



〔正 面〕

森公遺蹟碑
是為曩祖森公戰死處公諱長可稱武藏守夙以驍
勇著有鬼武藏之日小牧之役戰千此挺身奮進中
丸而驍是實天正十二年四月九日也春秋僅二十
七土人呼其地曰武藏家後百八十餘年名古屋藩
士人見彌右衛門赤林孫七郎連石表之然形模痺小
恐久或傾壞乃新設跌石安碁石于其上更立碑其側
記來由如此嗚呼斯土公英靈所在為之子孫者豈可
忽之乎哉
明治三十一年四月 十五世孫子爵森長祥撰並書

刻銘



〔背 面〕



〔右側面〕



〔左側面〕

【 石柵と石積 】



〔正面〕（全て花崗岩製、補強のため SUS 製金具が使われている）



〔北西角〕（石柵はほとんどが傾いており、石積笠石のズレも見られる）
・ 左下にある石材は笠石と使われていたもので、保存してある。



〔南西角〕（南面の石柵は比較的状态は良好。北側は樹木の根の影響で傾きが激しい）
・ 石積は大きな問題は見られないが、角石にズレがある。

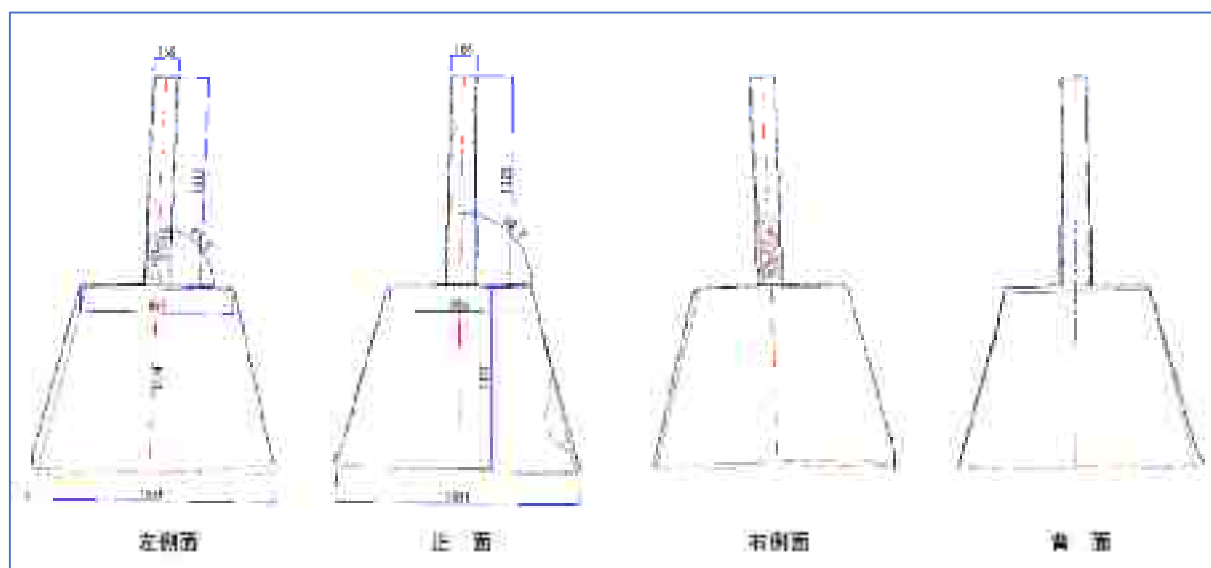
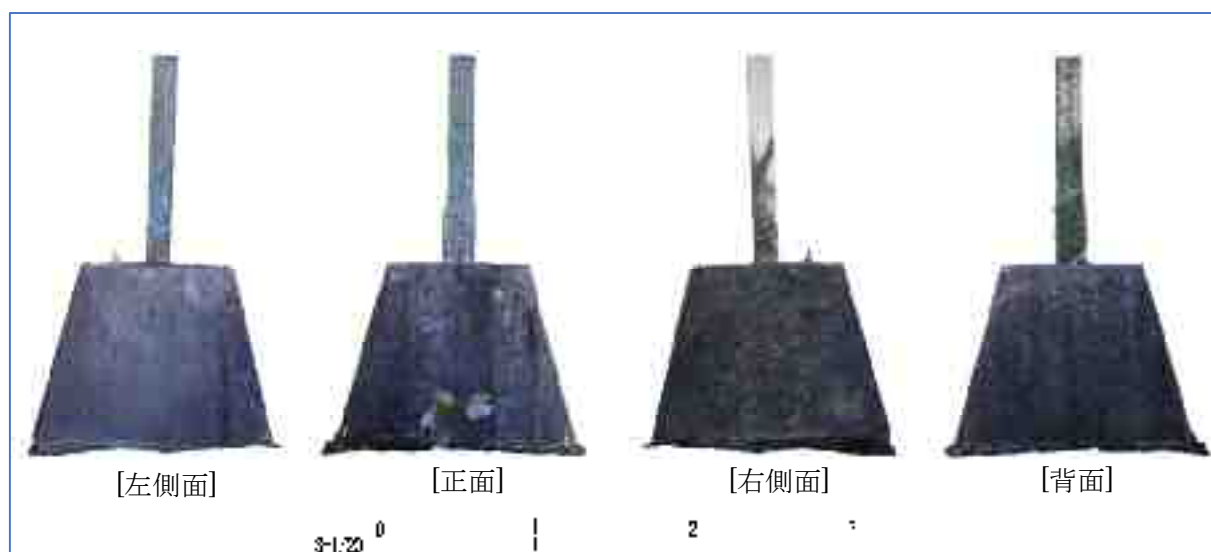


〔南東角〕（石柱はほとんどが傾いている）
・ 石積は大きな問題は見られないが、角石にズレがある。

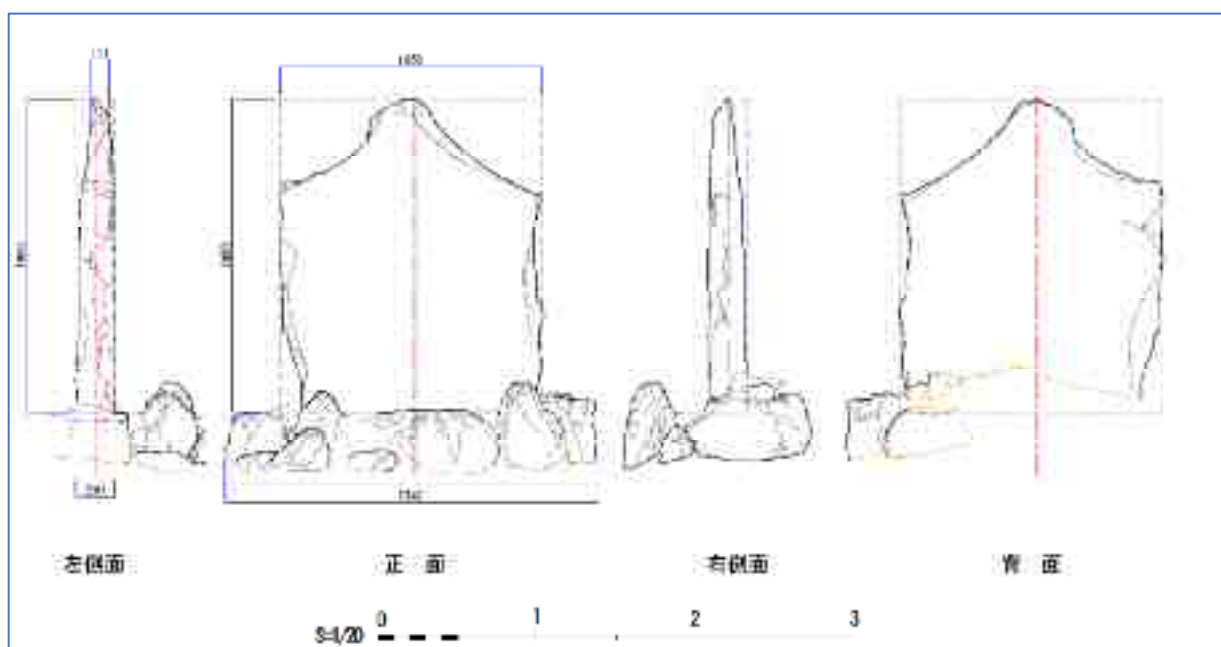
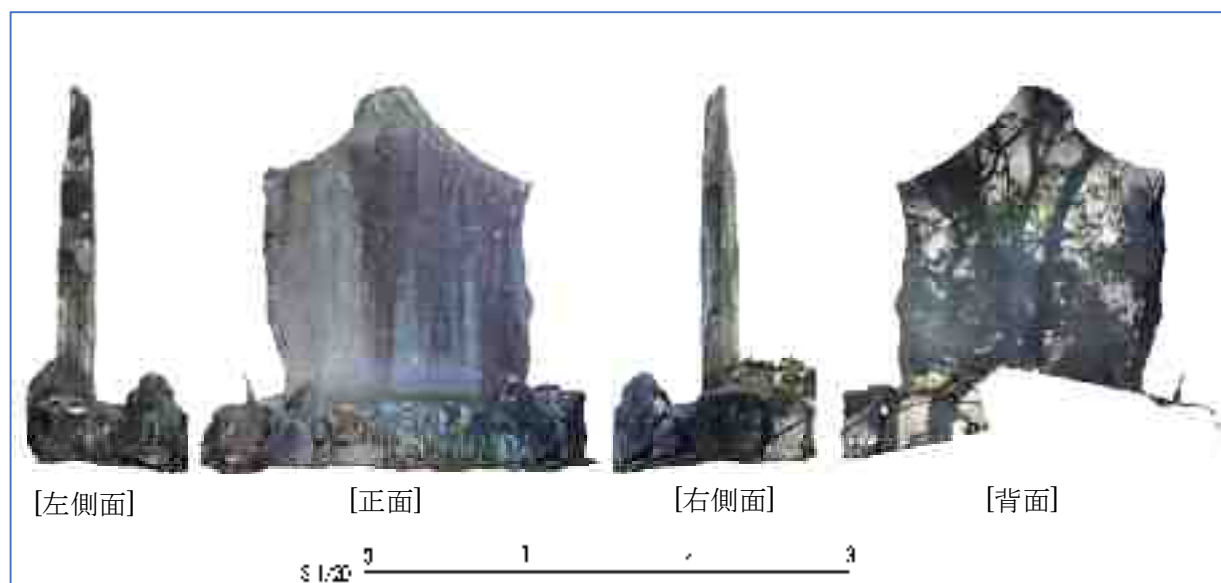


〔北面〕





[明和の碑 4方向オルソー立面]



[明治の碑 4方向オルソー立面]

(4) 指定地の現況－4（附 御旗山）

① 地 形

現況地形は、明治・大正時代の地形図と比較すると、富士社を取り巻くように園路が作られてはいるが、山の地形は概ね残されている。

山頂の高さは標高 86.3mで周辺の道路との比高差は約 19mである。山周辺の地形は大きく変わり住宅地や道路となったが、山の地形や樹林は残されている。

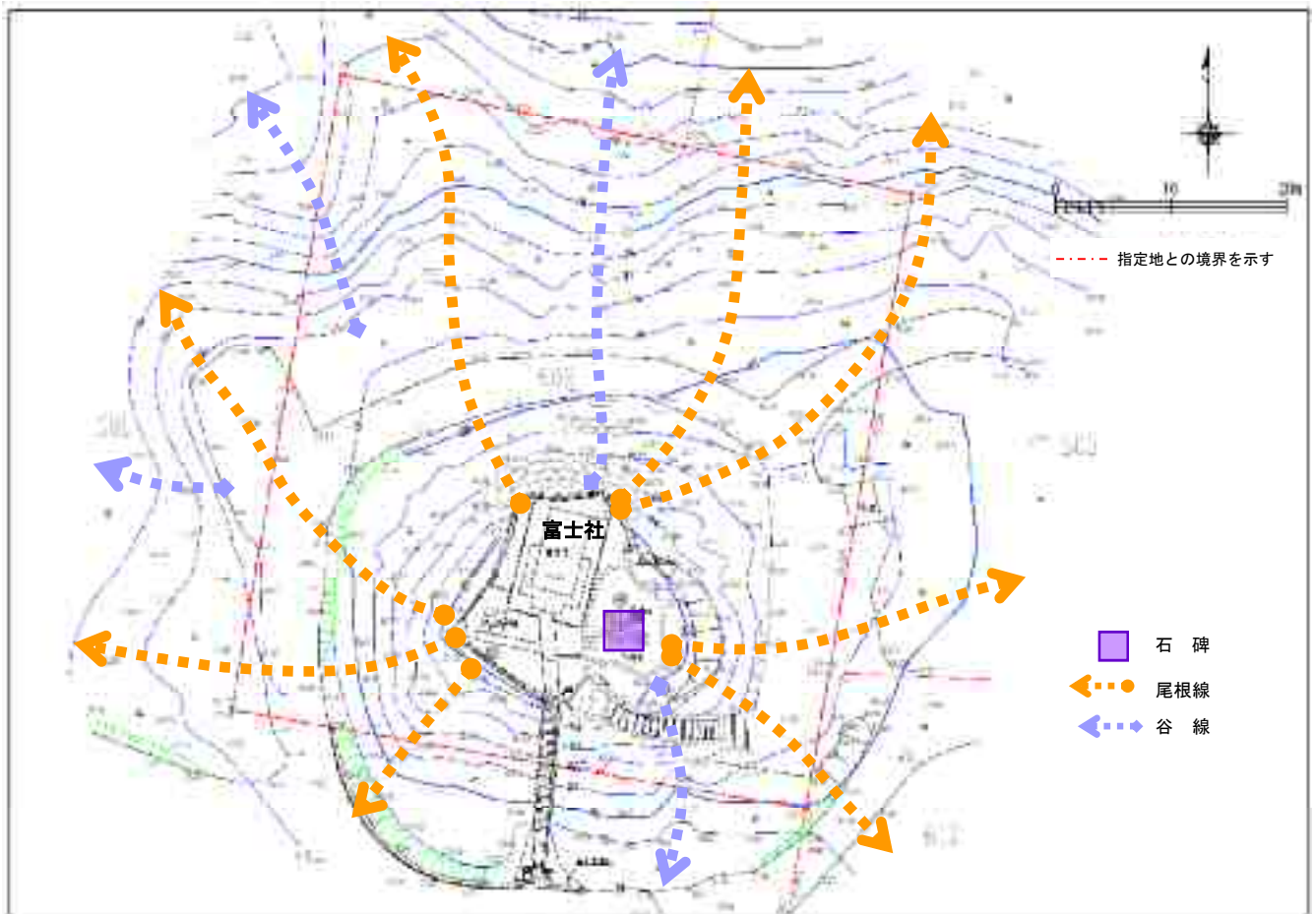
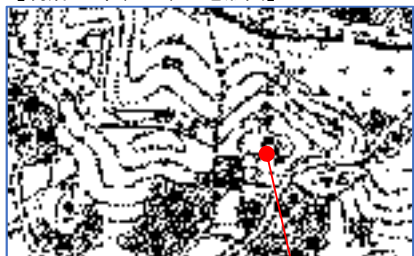


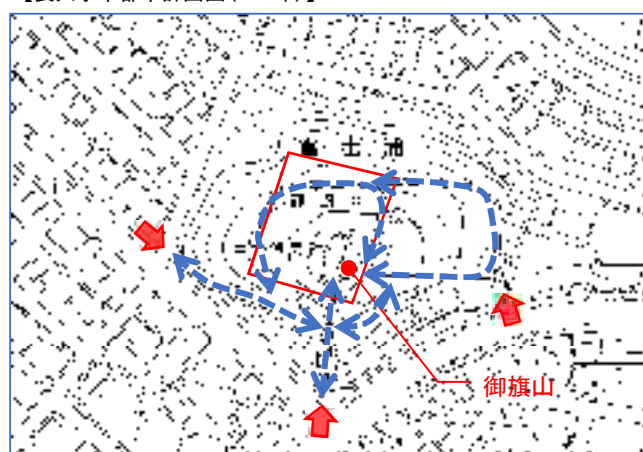
図 - 現況地形図（H29 調査）

【明治44年(1911) 地形図】



御旗山

【長久手市都市計画図(H28年)】



出入口
散策路

② 現況植生

古くから富士社が祭られている山として保護されていたためか、周辺の自然林でも見られる樹種が多く占める。指定地内には、31種の樹種と431本の樹木があった。全体的にカクレミノやアラカシ、ネズミモチなどの常緑樹が多く、その中にクヌギやアベマキなどの落葉樹が混生している。

1. 構成種

常緑樹では、カクレミノ（150本）が最も多く、次いでアラカシ（43本）があり、社寺林に多く見られるクスノキ（6本）は少ない。他にはネズミモチ（29本）、モチノキ（22本）、ヒサカキ（20本）、サカキ（11本）、ソヨゴ（8本）、クロガネモチ（4本）、シャシチャンボ（2本）、アオハダ・アセビ・カナメモチ・トウオガタマ各1本がある。

落葉樹ではクヌギ（36本）が多く、アベマキ（17本）やコナラ（10本）も見られタカノツメ（18本）あった。サクラ類はソメイヨシノ（1本）とヤマザクラ（4本）がわずかに見られる。他にはアカメガシワ（3本）、ウラジロノキ・エゴノキ・エノキ・ネジキ、リョウブが各2本、カキノキが1本である。

針葉樹は少なく、ヒノキ（26本）やスギノキ（2本）、クロマツ（1本）が見られる。低木類は、サツキが見られた。

草本類は樹木が成長して下層に日が当たらないためか少なく、林縁部にサルトリイバラやジャノヒゲが点在し、ネザサが所々に疎生している程度である。

2. 樹木の特徴

常緑樹が多く全体の71%を占めている。その中でも数はカクレミノが多く見られるが、アラカシの樹高の高さが目立っている。

落葉樹では、アベマキやクヌギ、コナラが目立ち、それぞれ樹高も高く幹周りも大きいものが多い。

3. 樹木の状態

常緑樹は生育が良い。アベマキやクヌギ、コナラなどの落葉樹は、枯死していたり衰弱しているものが見られる。

全体的に下枝が伸び、見通しを悪くしている場所も多く、御旗山の特徴と考えられる景観の良さという点からは改善の必要がある。

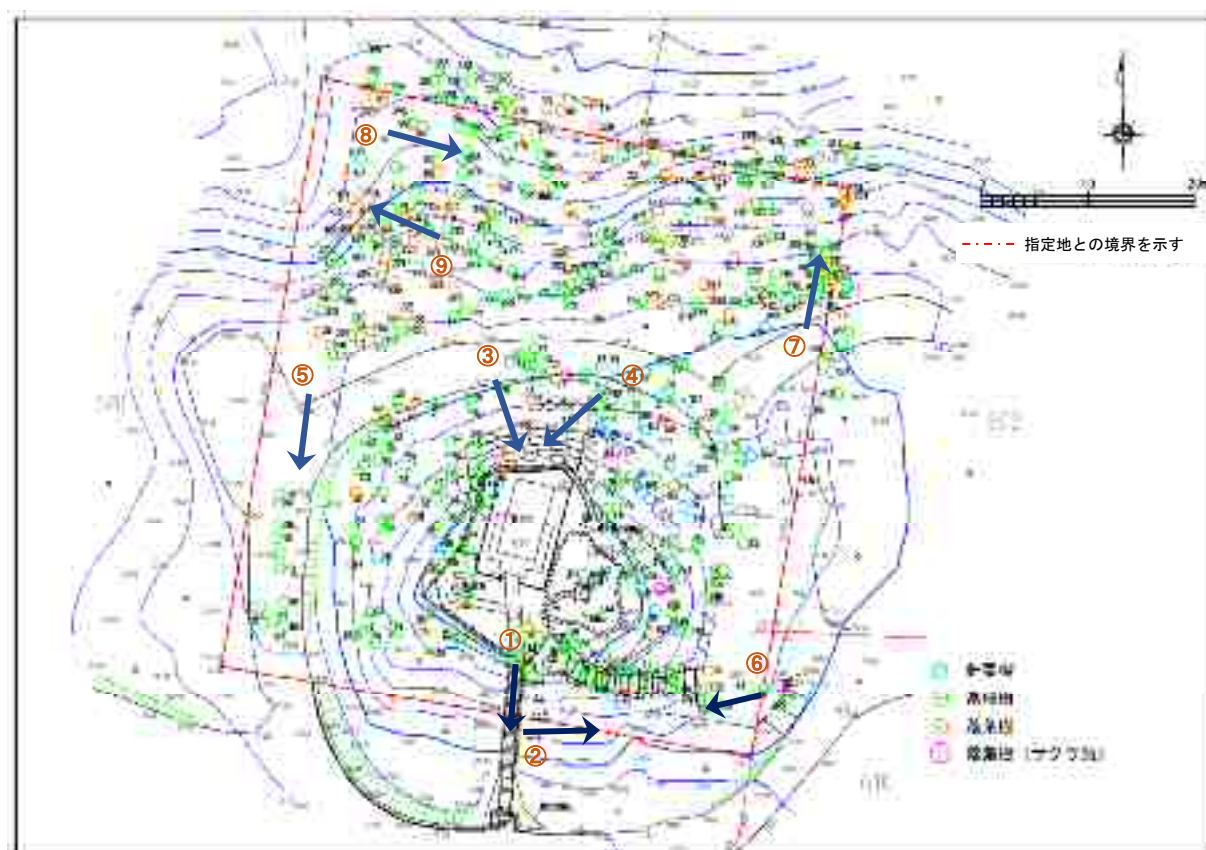


図 - 現況植生図 (H29 調査)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

③現況土地利用

指定地は富士社の境内で、山頂には石碑と富士社社殿がある。昭和 10 年代に建てられた社殿は、昭和 60 年 12 月の火災により消失後、平成 3 年 10 月に長湫手区と嵩敬者により再建されたものである。利用者は、参拝者や散策で訪れる人が中心である。

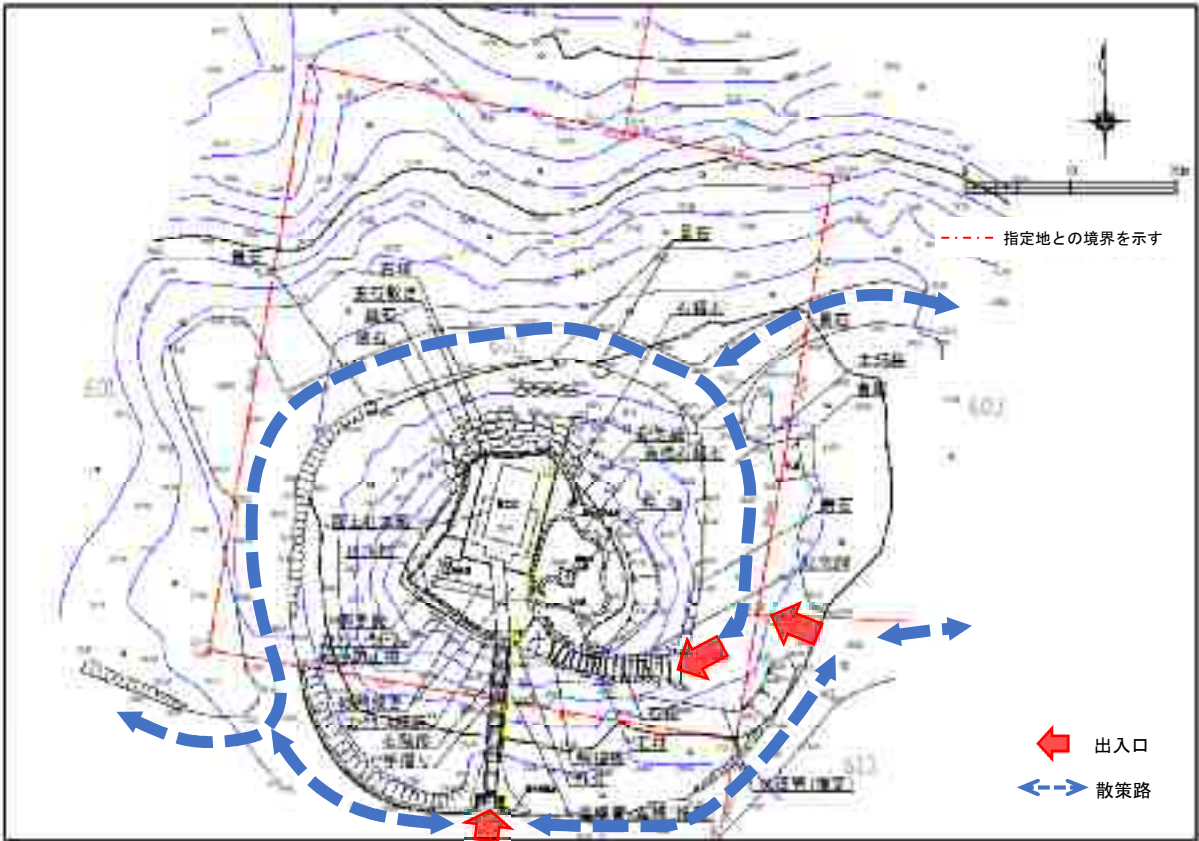


図 - 土地利用区分図 (H29 調査)

施設一覧表

位置	番号	名 称	外寸(W×H×T).単位はcm	素材	数量	単位	備 考
御旗山内		建造物					
	1	富士社社殿	366×718(26.3㎡)	木造、瓦葺	1	棟	
	2	御手洗	200×186(3.72㎡)	木造、銅板葺	1	棟	
	3	倉庫	366×270(9.88㎡)内9.71㎡が敷地内		1	棟	
		工作物					
	4	石碑			1	式	
	5	石柱	10×10×15	花崗岩製	1	基	上部破損
	6	記念碑	12×12×73	花崗岩製	1	基	平成2年11月建立
	7	記念碑	40×50×8		1	基	平成3年10月建立
	8	石垣			1	箇所	
	9	コンクリートウォール			32	m	
	10	石段			1	箇所	
	11	石階段			1	箇所	
	12	玉石敷き			30	㎡	
	13	砂利敷き			45	㎡	
	14	コンクリート舗装			10	㎡	
	15	縁石	10×10、15×20		71	m	
	16	景石	1t級～		12	個	
	17	手摺り		SUS製	6	m	
	18	転落防止柵		アルミ製	36	m	
	19	解説板		SUS製	1	基	
	20	外灯			1	基	
	21	止水栓			1	基	
		埋設物					
	22	水道管			61	m	推定
	23	電線管・電線			34	m	推定

現況施設写真（H29 年撮影）



〔富士社社殿〕



〔手水舎〕



〔倉庫〕



〔石柱〕



〔記念碑〕



〔記念碑〕



〔石垣〕



〔転落防止柵、縁石、コンクリートウォール〕



[石段]



[手水舎より石碑周辺]



[石階段]



[社殿裏]



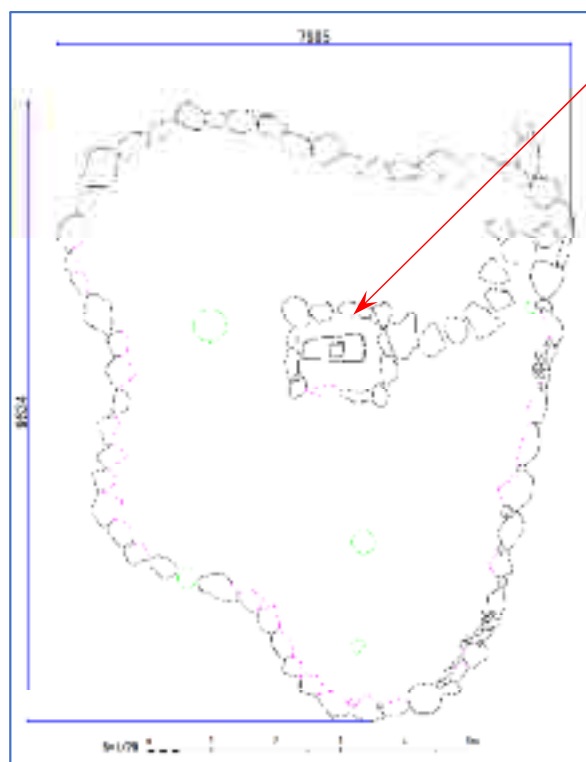
[解説板]

石碑の詳細調査（H29 年調査・写真撮影）【 御旗山 】



【御旗山 オルソー平面】

名 称	建設年	規 模	単位	数量	備考
石 碑	不明	石碑: 18.0cm×19.0cm、h=135cm(花崗岩)	基	1	
周辺石縁石	不明	28.0m(石)	m	28.0	



石碑

〔平面図〕



〔正面〕



〔右側面〕



〔背面〕



〔左側面〕

【 石碑（建立不詳）】



〔正面〕

刻銘

御旗山



〔右側面〕

刻銘

天正十二年四月樂日信雄手羽柴
秀吉戦宮時徳川家康公援柴田氏
於此地建牙施舊而也



〔左側面〕

刻銘

有志人村中

〔背面は前頁参照〕



〔左側面〕



〔正面〕



〔右側面〕



〔背面〕

S=1/20 0 1 2 3



〔左側面〕



〔正面〕



〔右側面〕



〔背面〕

S=1/20 0 1 2 3

〔石碑 4 方向オルソー立面〕

(4) 指定地の現況－5（附 首塚）

① 地 形

敷地は、周辺地盤から約 2m 高い石積で囲まれた石碑部分がほとんどを占めている。



図 - 現況測量図 (H29 調査)

② 現況植生

16 種の樹木があり、その中で最も大きいのがエノキ 3 番で、次いでイヌマキ 4 番である。全体的に大きな樹木はない。

他にはサザンカ (3 本)、ヤブツバキ (2 本)、クロガネモチ・ヒサカキ・クスノキ・カクレミノ・イロハモミジが各 1 本



図 - 現況植生図 (H29 調査)

ある。低木では、オウバイ、コクチナシ、ナンテン、マサキ、マンリョウ、ヤスデが見られた。全体的に本数は多く、石碑を外から視認しにくい。

特徴的な木として、タラヨウ 20 番があり、実生木と考えられる。この木は、戦国時代には葉の裏に文字を書いて情報のやり取りをしたともいわれている樹木で、ハガキ（葉書）の語源になったという説もある。インドで葉に経文を書く多羅樹（ウチワヤシ）にたとえて、多羅葉という名がついた。



〔正面に見える高木はエノキ〕



〔指定地内には樹木が茂っている〕



〔石碑近くの樹木〕



〔実生木 タラヨウ〕

③ 現況土地利用

石碑前には、花立てや水鉢も置かれ地元住民によって顕花がされるなど、如意輪観音の小祠堂とともに、日常的にお参りがされている。



図 - 土地利用区分図 (H29 調査)

位置	番号	名 称	外寸(W×H×T),単位はcm	素材	数量	単位	備 考
首 塚 内	建造物						
	1	如意輪観音の小祠堂	106×160(1.7㎡) 壁	木造、瓦葺	1	棟	
	工作物						
	1	石碑	宝永の碑・明治の碑	石製	1	式	記念碑
	2	手水場	φ23×80、32×32×14	石製	1	基	
	3	花台	15×15×34	石製	1	組	

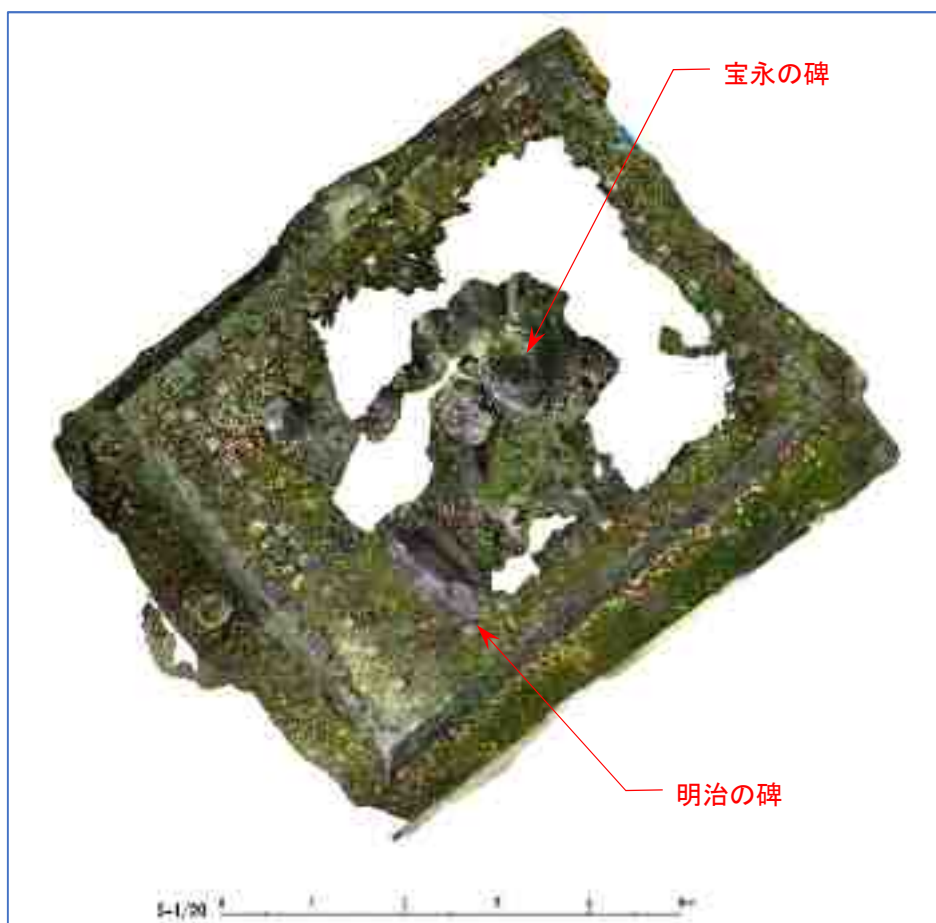


〔如意輪観音の小祠堂〕



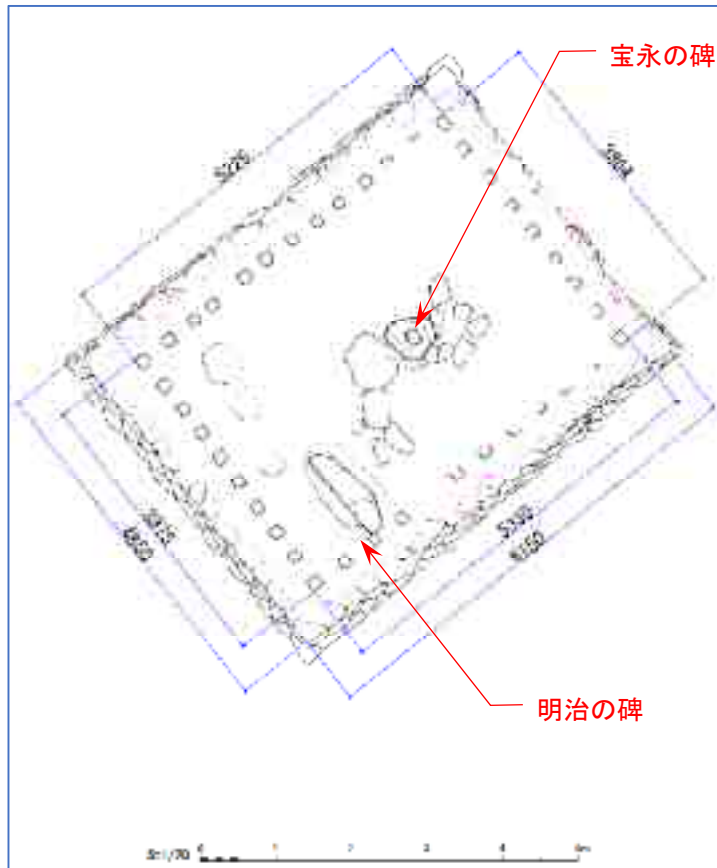
〔花台と手水場〕

石碑の詳細調査（H29 年調査・写真撮影）【 首塚 】



〔首塚 オルソー平面〕

名 称	建設年	規 模	単位	数量	備考
宝永の碑	宝永3年(1706)建立	石碑: 15.5cm×17.0cm、h=74cm(花崗岩) 台座: 64cm×58cm、h=32cm(花崗岩)	基	1	
明治の碑	明治43年(1910)建立	石碑: 132cm×13~40cm、h=180cm(安山岩) 台座: 133cm×68cm、h=30cm(安山岩)	基	1	
石積面積	明治43年(1910)か	雑割石積(花崗岩)	m ²	73.2	L=22.0m
石柵	明治43年(1910)か	花崗岩石柱40本	m	17.6	
祠		如意輪観音の小祠堂 106cm×160cm、木造	棟	1	かつて岩作村中の辻にあった観音道標を安置するもの



[平面図]



[正面]



[右側面]



[背面]



[左側面]

【 石碑／宝永の碑 】



[正面]

刻銘

首家

泥牛爭角化城海
木馬飛火施火輪
試問蘭臺麟閣品
髑髏眼上惹瞋顰



[背面]

刻銘

宝永三年四月
福島親茂謹立



[右側面]



[左側面]

[上部から 20cm で補修痕がある]

【 石碑／明治の碑 】



[明治の碑 正面]



[背面]

刻銘

長湫之戦方罷伏屍滿野狀極凄慘安昌寺主雲山憫之收拾其髑髏葬于此名曰首塚後寶永
中福富親茂建小碑表之爾來常不斷香華今則民居爲隣將湮滅鄉人深慨之繞以
石柵更立一碑記其由欲用不朽遺蹟又慰遊魂也 明治四十三年四月 大鹿英
太郎撰 青山亮書



[右側面]



[左側面]

【 石 柵 】



〔石柱は、割れや欠損も多い〕



〔左側面〕



〔正面〕



〔右側面〕

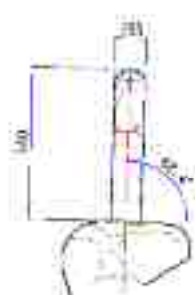


〔背面〕

S-1/20 0 1 2 3



左側面



正 面



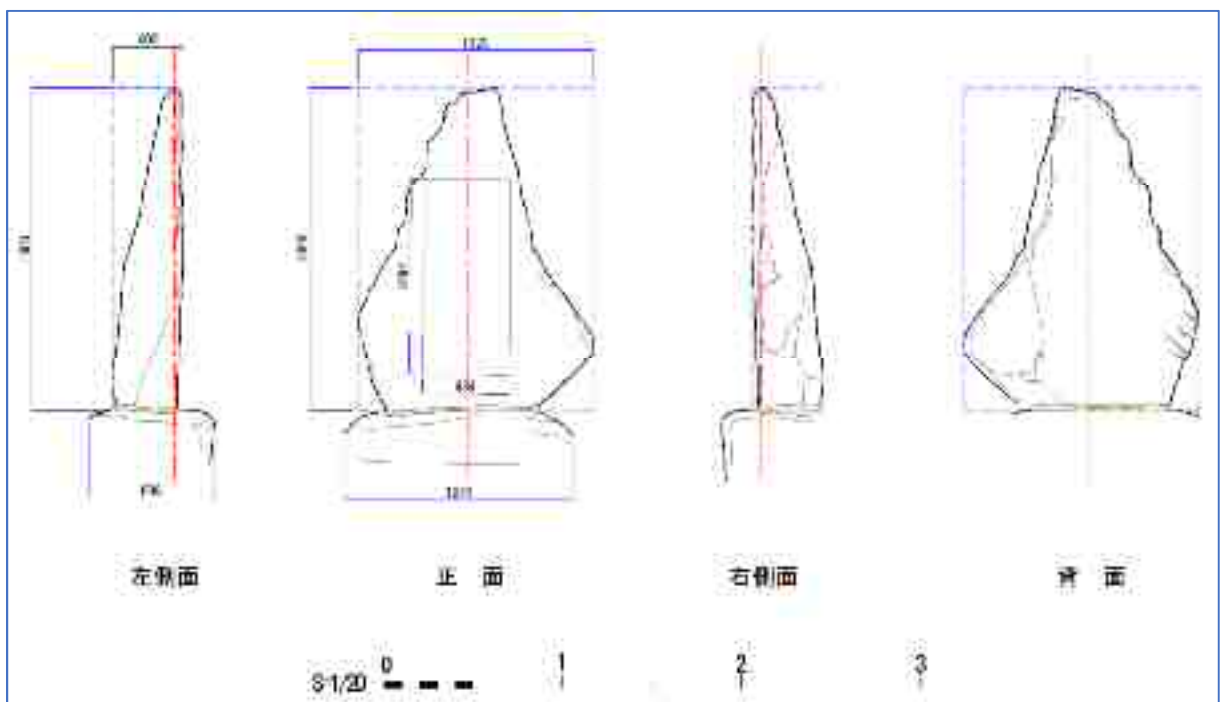
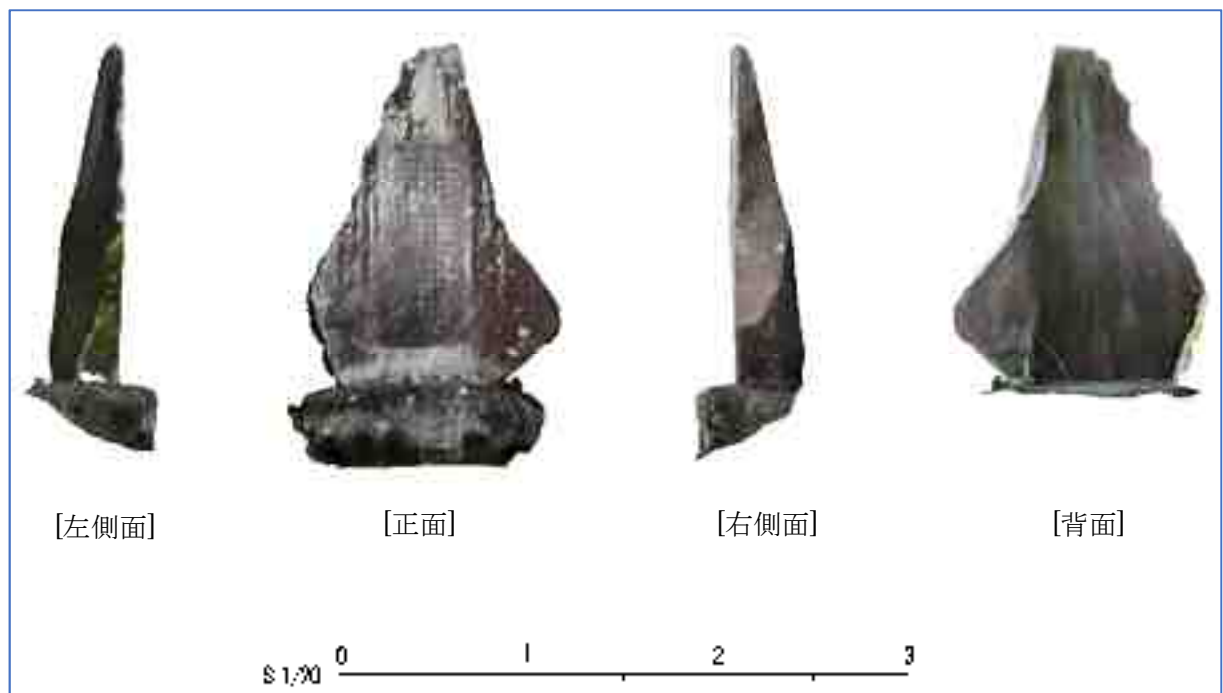
右側面



背 面

S-1/20 0 1 2 3

〔宝永の碑 4方向オルソー立面〕



[明治の碑 4方向オルソー立面]

(4) 指定地の現況－6（附 色金山）

① 地 形

現況地形は、指定当初から大きな改変等を行われていないと考えられ、明治・大正時代の地形図と比較しても現場の山頂部は残されていると考えられる。

山頂部は、色金山歴史公園整備にあたり平成7年に現状変更等の許可を得て改修された。(P38 参照)

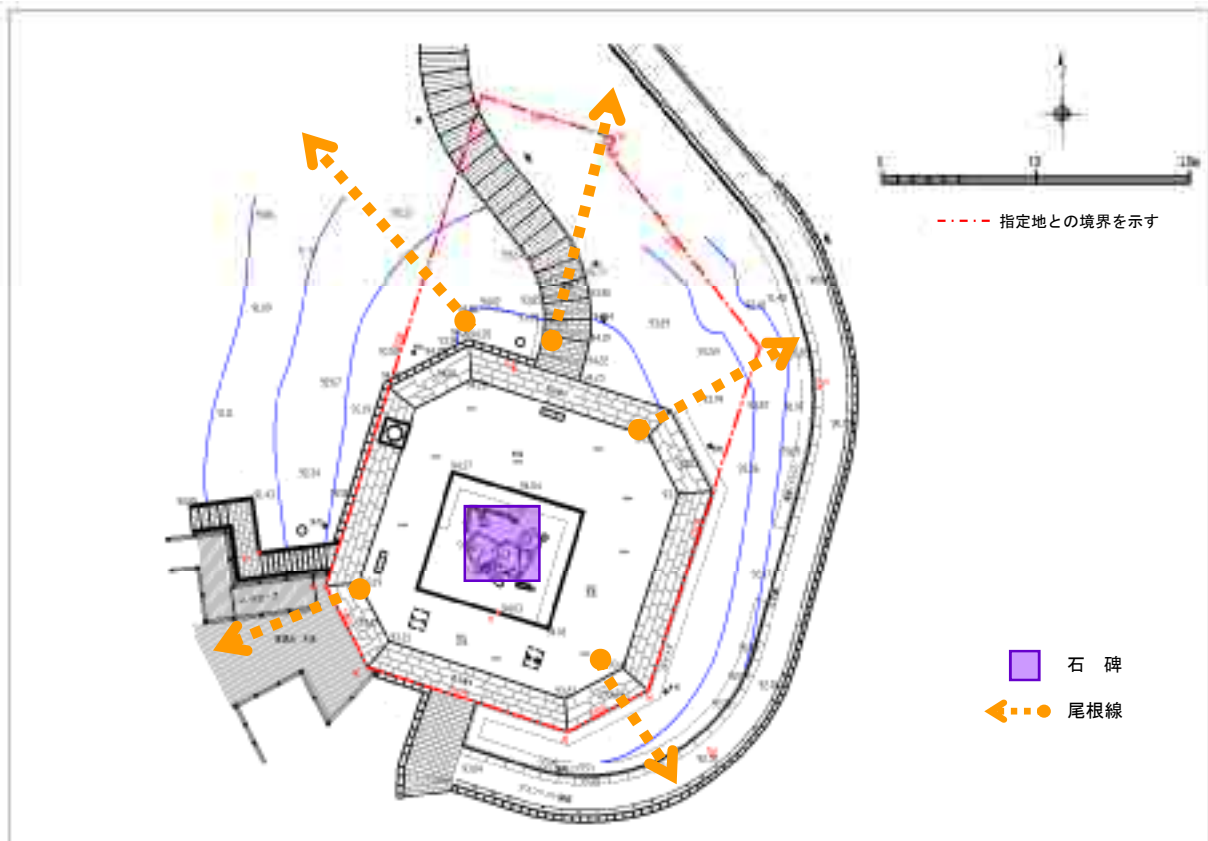
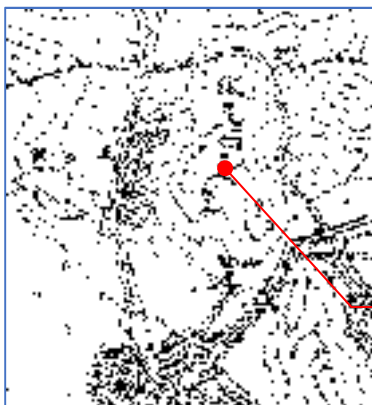


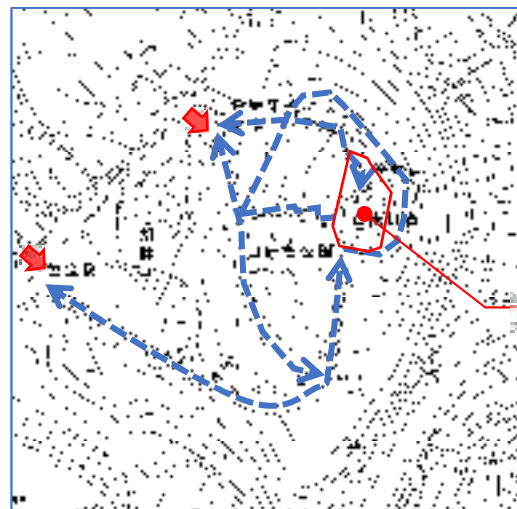
図 - 現況地形図 (H29 調査)

【明治44年(1911) 地形図】



色金山

【長久手市都市計画図(H28 年)】



色金山

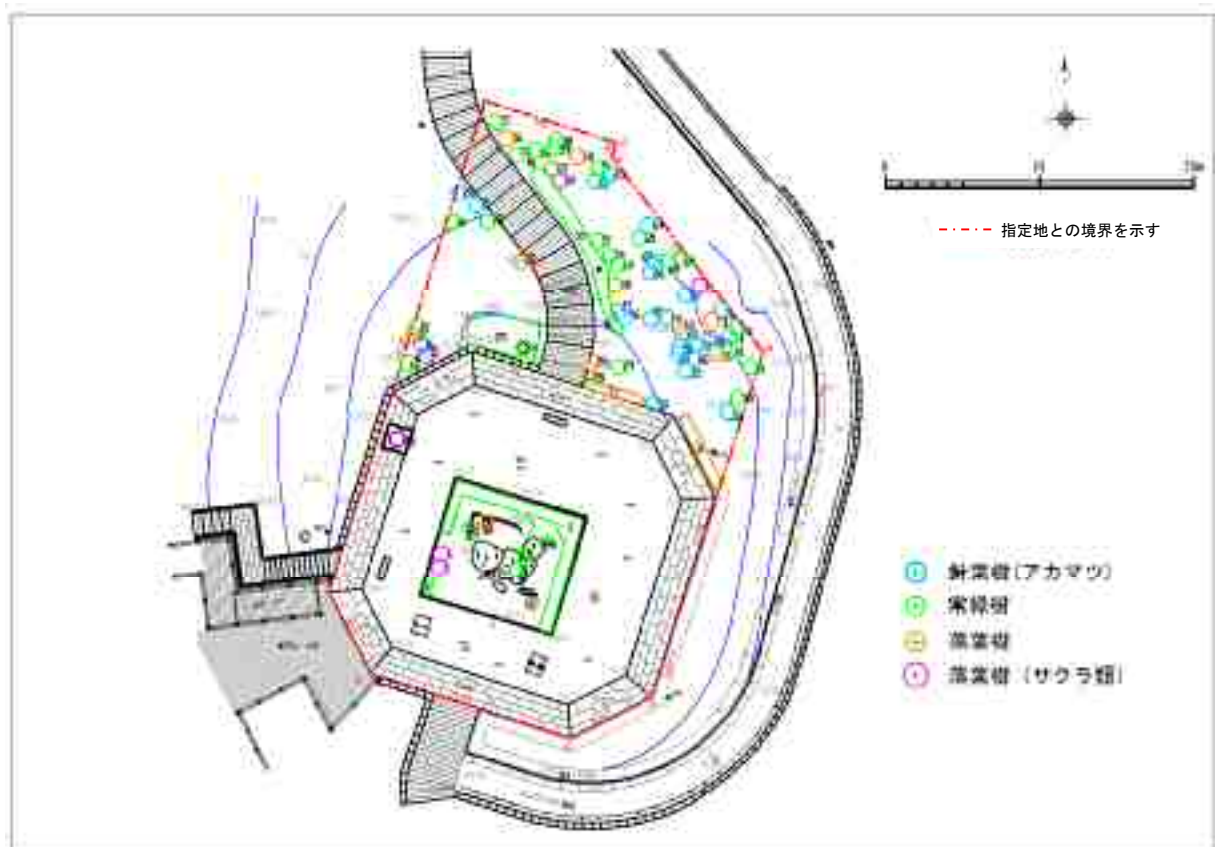
出入口

散策路

② 植 生

アカマツが多く見られ高木の全本数中 1/3 を占めているが、樹形の大きいものではなく全体的に幹周りは小さい。幹周りの大きいものは、アラカシ 29 番・5 番やシラカシ 24 番、ヤマザクラ 13 番がある。

常緑樹では、アラカシ (7 本)、クスノキ (6 本)、ソヨゴ (5 本)、ヒサカキ (3 本)、サザンカ (2 本)、シャシチャンボ (2 本)、カナメモチ・サカキ・シラカシが各 1 本で、落葉樹では、ヤマザクラ (6 本)、コナラ (3 本)、イロハモミジ (2 本)、アカメガシワ・エゴノキ・クヌギ・サルスベリ・タカノツメが各 1 本ある。針葉樹は、アカマツ (24 本) がある。低木類は、カンツバキ、モチツツジ、ユキヤナギが見られる。



[北東側のアカマツ林]

③ 現況土地利用

「色金山歴史公園」(1.13ha) 内山頂部に位置し、多くの利用者がある。歴史公園は、茶室や「長久手合戦」で激戦地となった、仏ヶ根方面への眺望を活かした展望テラスが特徴的な施設となっている。



写真（色金山歴史公園）



〔展望テラス〕



〔茶室（胡牀庵）〕



〔便 所〕



〔馬泉水広場周りの石碑〕



〔園路沿いに置かれる石仏〕

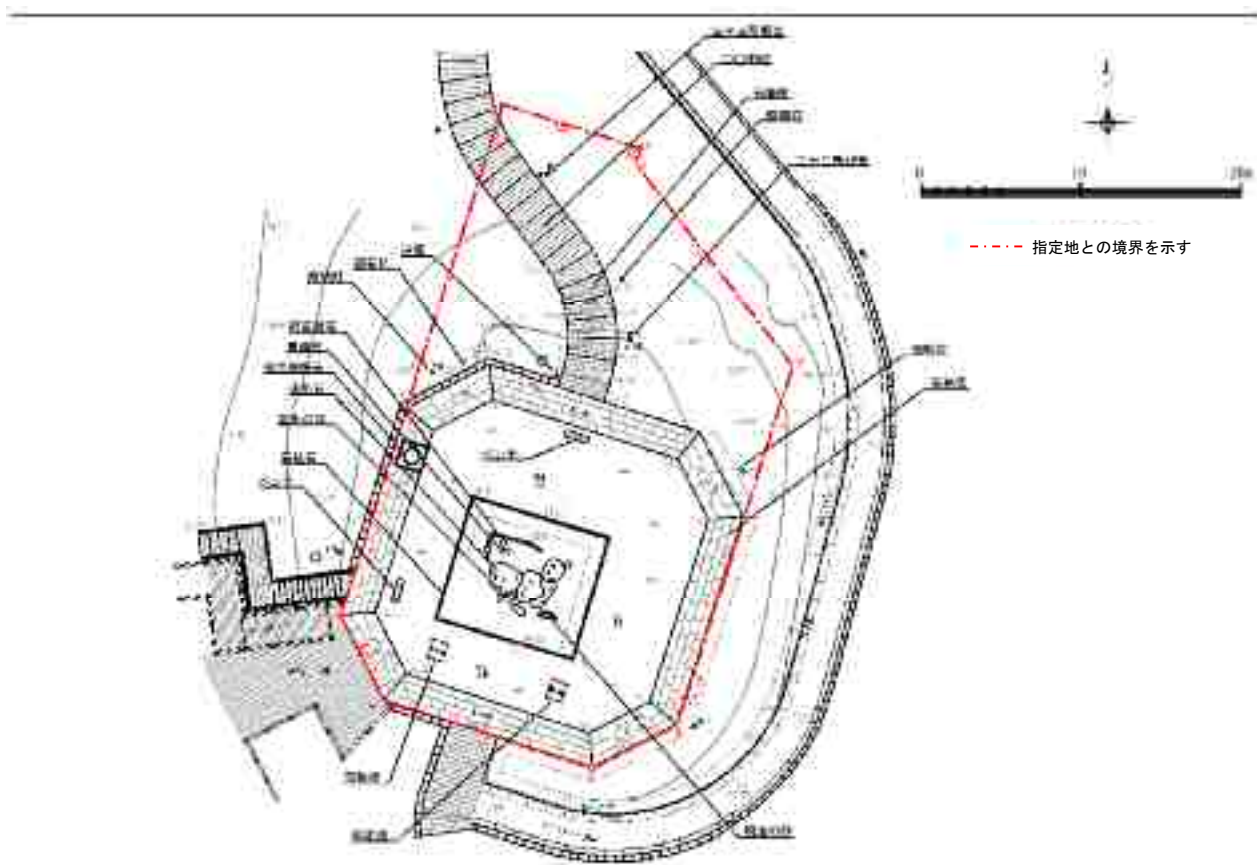


図 - 土地利用区分図 (H29 調査)

施設一覧表

位置	番号	名 称	外寸(W×H×T),単位はcm	素材	数量	単位	備 考
色 金 山		工作物					
	1	石碑	宝永の碑、明治の碑	石製	1	式	記念碑
	2	自然石	床机石	自然石(ホルンフェルス)	1	組	
	3	自然石	馬蹄石	自然石(ホルンフェルス)	1	個	
	4	雑石積	40×40	花崗岩	10	m	
	5	三十三所観音		花崗岩	2	個	
	6	石舗装		安山岩	143	m ²	
	7	石縁石	12×15	花崗岩	34	m	
	8	雑石縁石		花崗岩	5	m	
	9	階段		擬石製	15	段	
	10	ベンチ	41×152	擬石製	2	基	
	11	解説板	98×190	木製	3	基	
	12	道標	φ80×100	鋼製	1	基	
	13	照明灯	20×120、ローポール		2	基	
	14	ツリーサークル	170×170	鋳物製	1	組	
		埋設物					
	15	電線管・電線	推定		—		

※ホルンフェルスについては P126 を参照



〔石舗装〕



〔ベンチ〕



〔解説板〕



〔道標〕



〔照明灯〕



〔樹木保護蓋〕



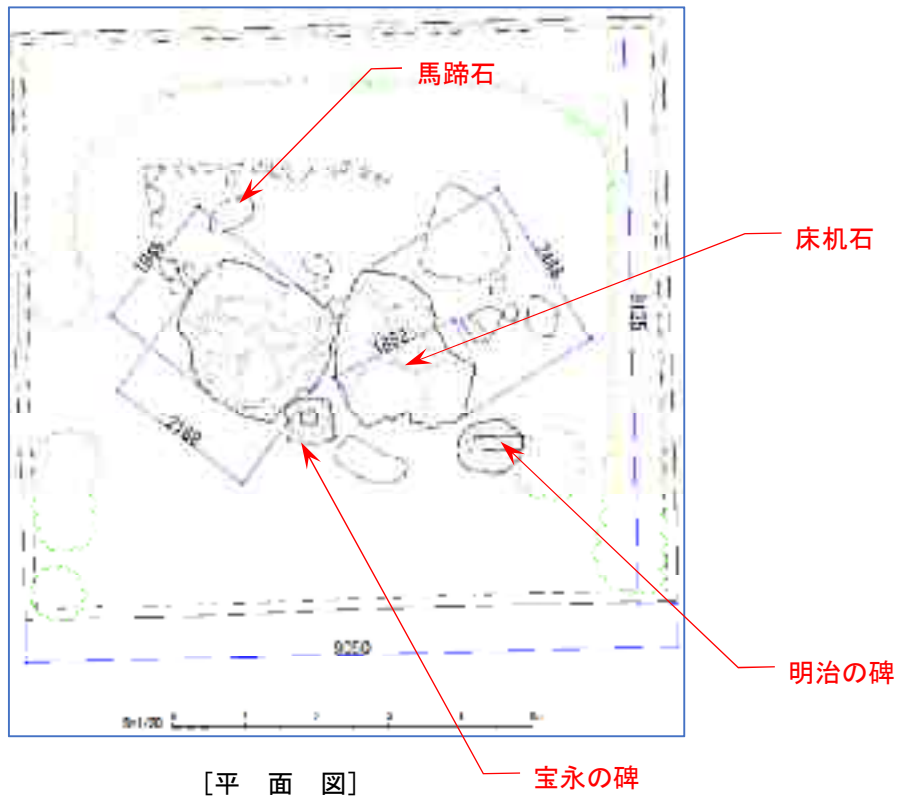
〔三十三所観音〕

石碑の詳細調査（H29 年調査・写真撮影）【 色金山 】



〔色金山 オルソー平面〕

名 称	建設年	規 模	単位	数量	備考
宝永の碑	宝永3年(1706)建立	石碑; 18.5cm × 17.0cm、h=85cm(花崗岩) 台座; 67cm × 65cm、h=26cm(安山岩)	基	1	
明治の碑	明治43年(1910)建立	石碑; 77cm × 21.5cm(安山岩) 台座; 92cm × 72cm、h=23cm(安山岩)	基	1	
床机石	不明	245cm × 185cm × h150 217cm × 195cm × h100 ホルンフェルス(変成岩)	m ²	73.2	家康が軍議の際に床机の代わりに用いたといわれるもの
馬蹄石	不明	71cm × 40cm × h20 ホルンフェルス	箇所	24.7	家康進軍の折の馬蹄の跡といわれる
外周縁石	平成7年(1995)	15cm × 15cm	m	33.8	73.6m ²



写真



[正面]



[右側面]



[背面]



[左側面]

【 石碑／宝永の碑 】



【正面】

刻銘

孔御床机石



【背面】

刻銘

徳風偃草
柴極轉星
宝永三年四月
尾張藩 福富親茂建



【右側面】



【左側面】

【 石碑／明治の碑 】



【正面】

刻銘

天正十二年四月羽柴秀吉攻織田信雄也東照公怒其無依
師兵助信雄秀吉使池田信輝森長可等衝岡崎公追擊殲二
將事詳于史當時公登此山踞砦指揮諸軍之所向一戰克之
終開三百年太平之基矣乃建石以記焉亦召伯甘棠之意也
明治四十三年四月 中井光選辨書



【背面】

刻銘

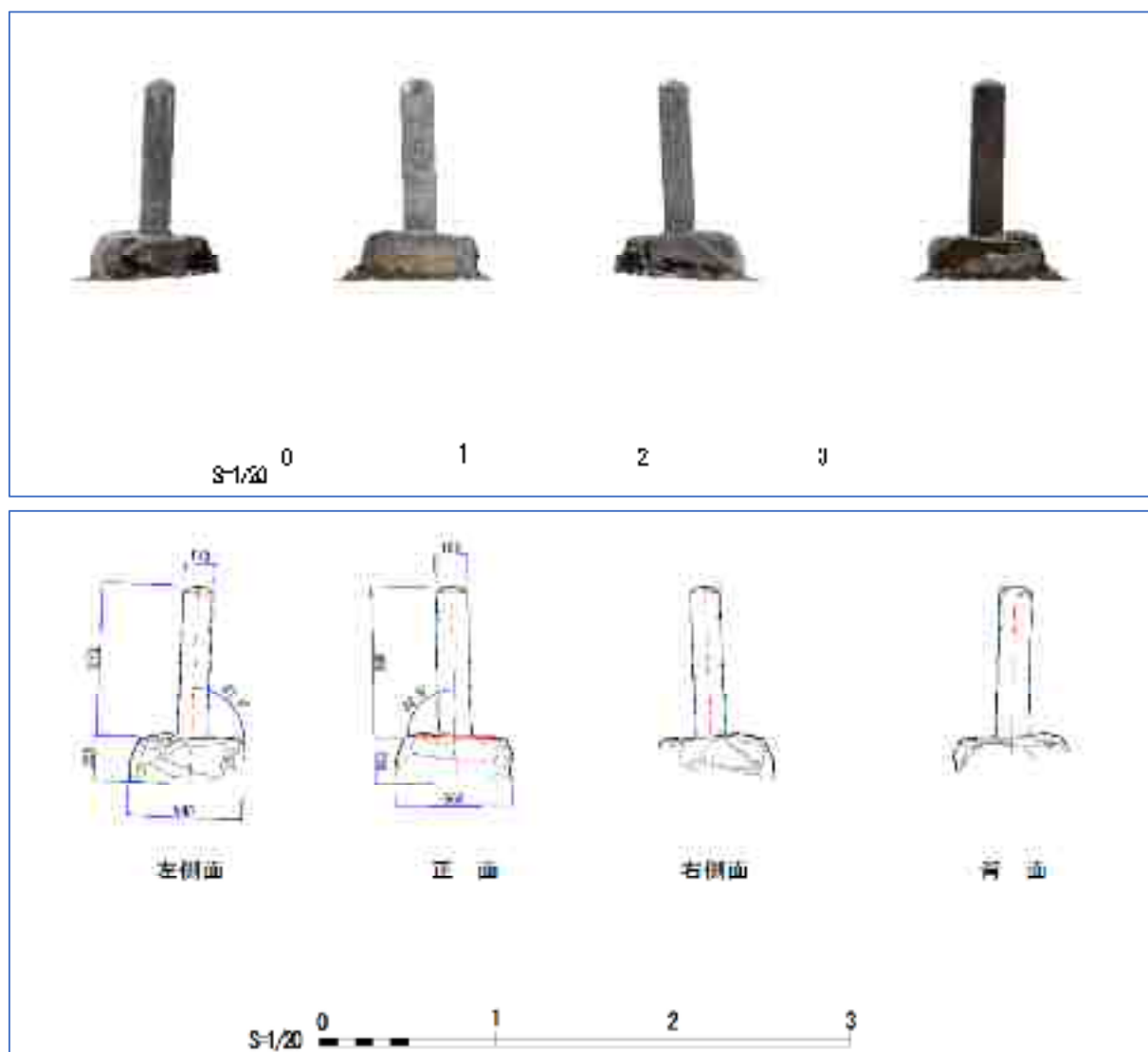
發起人 吉田知行 拓植吟海 浅井広助 浅井作三郎



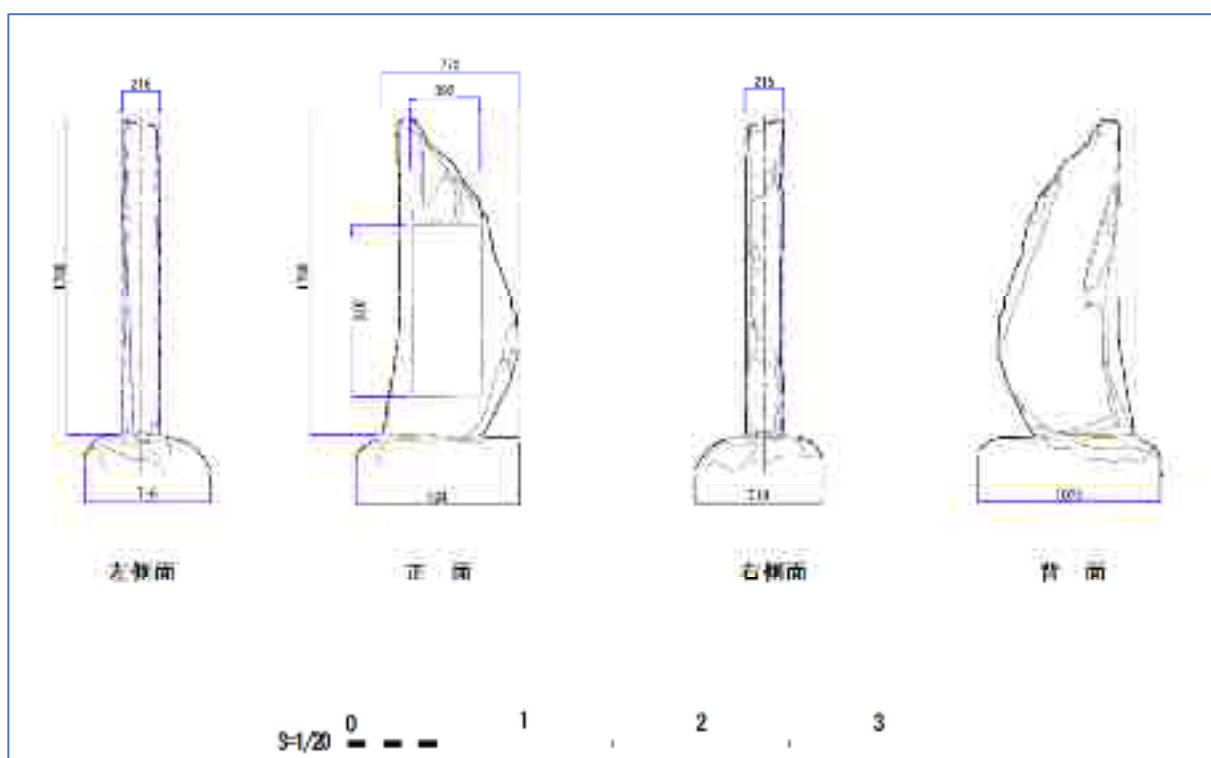
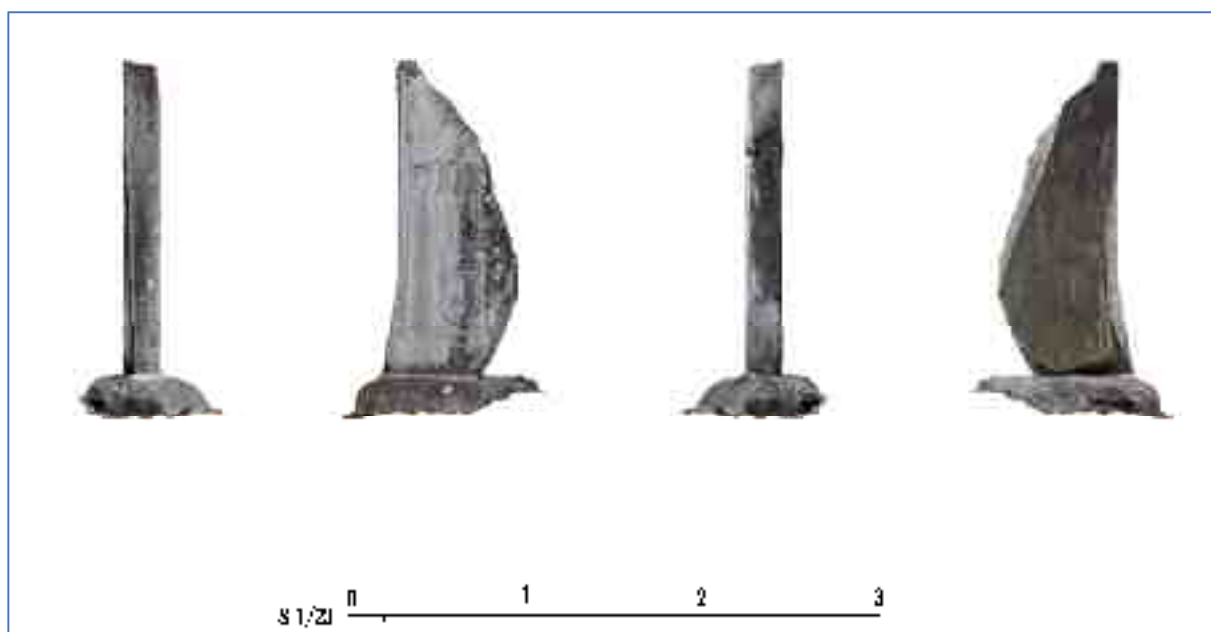
【右側面】



【左側面】



[宝永の碑 4方向オルソー立面]



[明治の碑 4方向オルソー立面]

【 床机石 】



〔正 面〕



〔右側面〕



〔背 面〕



〔左側面〕

〔 床机石はホルンフェルスの大石で、向かって右側が幅 185cm、奥行き 245cm、地上高さが 1.5 mである。左側は、幅 217cm、奥行き 195cm、地上高さが 1.0mである。〕

※ホルンフェルス（百科事典マイペディア、長久手町史資料編ニ 自然より）

- ・ 触変成岩の代表的岩石。接触変成帯の内側の高温部にできる塊状緻密(ちみつ)の岩石。ドイツ語でホルン（角）、フェルス（岩石）と訳され、角ばって割れるのでこの名がある。
- ・ このホルンフェルスは、小牧市の東北山地から、日進市へと続くホルンフェルス帯の中にあり、市域において、露出が見られるのは岩作の色金山・高根山を中心とする付近。山頂に露出するホルンフェルスは、著しい風化作用をうけて、岩質は甚だしく軟弱になったが、猪の鼻付近（現在の湯ノ花水門付近）の香流川河床では、新鮮な岩体を見ることができる。

(5) 指定地の景観

①景観の特徴

史跡長久手古戦場は、「長久手合戦」の主戦場であった。その理由の一つは特徴的な地形であり、戦いの動きがわかる場所、展望がきく場所があったということも要因の一つと考えられる。その展望の良さが勝敗を左右したとも考えられる。

各指定地の景観の特徴は以下のとおりである。

- 御旗山は、合戦の折徳川家康が羽柴秀吉側の様子を伺いながら色金山から御旗山に移り、山頂に金扇の馬標を立てた山として知られている。また、愛知県史蹟台帳には「御旗山ハ字富士浦ニアリ高約三百尺ノ獨立ノ小山ニシテ頗ル展望ニ富メリ、頂上ニ村社富士社ノ社殿アリ、家康牙旗ヲ立テタル處ト傳ヘラル」とあり展望に優れた場所として知られていた。
- 色金山は、徳川家康が山頂の巨石を床机がわりに軍議を開いた場所として知られる。愛知県史蹟台帳にも「首塚ノ北約一町安昌寺ノ後方ニアル丘陵ニシテ南西ノ間ニ激戦地點ヲ望見シ得ラル 丘上ニアル三個ノ自然石ハ古来牀几岩ト呼バレ家康戦況展望ノ際牀几ニ代ヘタルモノト傳ヘラル」とある。

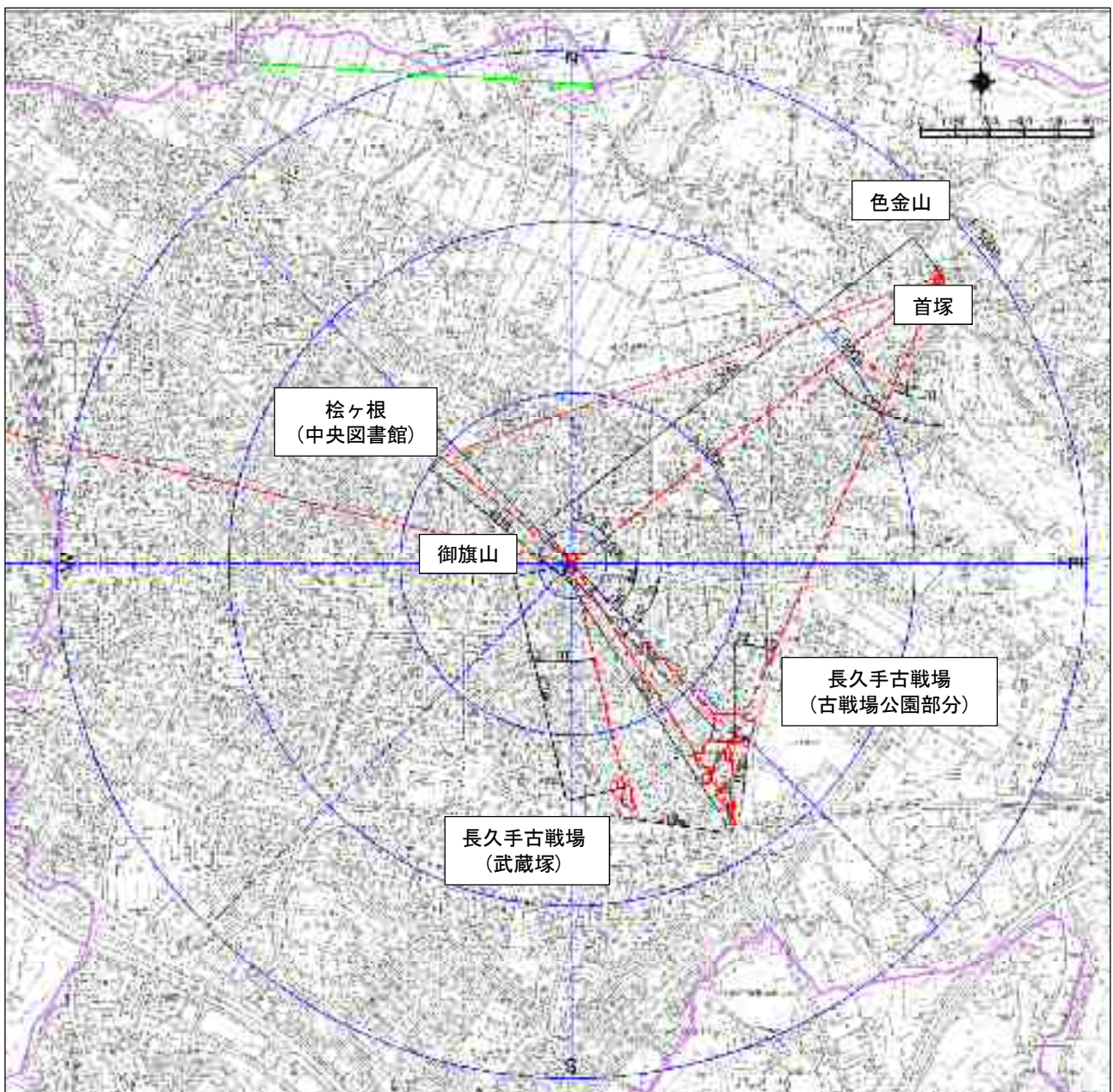
②各指定地の位置関係

各指定地の位置、状況は以下のとおりである。

- ・長久手古戦場（古戦場公園部分内の勝入塚）は標高 75.5m、御旗山まで約 700m、御旗山は北西 47 度の位置にある。
- ・御旗山は標高 86m、色金山まで約 1,400m、色金山は北東 53 度の位置にある。
- ・色金山は標高 94m、勝入塚まで約 1,500m、勝入塚は南西 24 度の位置にある。
- ・長久手古戦場（武蔵塚）は標高 77m、御旗山までは約 700m、武蔵塚は北北西 13 度の位置にある。

各標高を見ると色金山が高く、次に御旗山となる。標高だけで見ると色金山から他の 3 つが良く見えることになる。

下図は、御旗山を中心としたそれぞれの位置関係を表したものである。



下の航空写真は、「Google Earth」のもので、各指定地の位置関係や周辺の状況がよくわかる。



③景観の現状

1 長久手古戦場（古戦場公園部分）

- ・ 樹木が生い茂り、眺望としての景観は望めない。一番高いところではないが、住宅越しに御旗山や色金山が垣間見える場所もある。



[古戦場公園西側から見える御旗山]



[古戦場公園西側から見える色金山]

2 武蔵塚

- ・ 指定地は樹木も少なく周辺の住宅地よりは高い位置にあるが、住宅が近接しているため御旗山や色金山への眺望は難しい。
- ・ 南側や西側への眺望はよい。



〔西端から見える御旗山〕



〔西端から見えるリニモ車両〕

3 御旗山

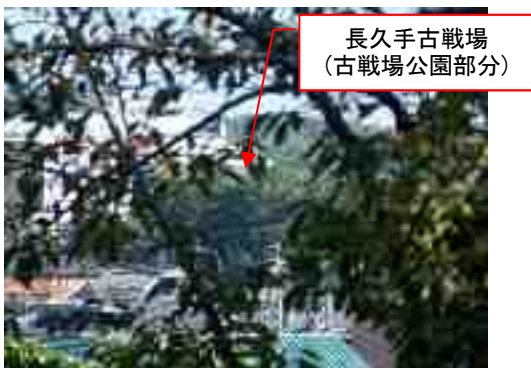
- ・石碑や富士社周りは樹木が生い茂り眺望は望めない。但し、樹間からイオンモールの看板が若干見えるなど、樹木の整理を行えば眺望点としての改善は図れる。
- ・独立峰地形や自然林が残された特徴的な山であることから、ランドマーク的存在となっている。



〔勝入塚方向〕



〔色金山方向〕



〔勝入塚方向；赤い文字の手前の林が長久手古戦場（古戦場公園部分）〕



〔主要地方道春日井長久手線から見た御旗山；集宅に挟まれた御旗山〕



〔参道から見た南西方向〕



〔東浦地内の公園から見た御旗山方向〕

4 色金山

- ・石碑周りからは樹木が生い茂り眺望は望めない。
- ・石碑のすぐ横にある展望テラスは、戦国期の砦を思わせる造りになっており市内が良く見渡せる。



〔石碑から見た長久手古戦場（古戦場公園部分）方向〕



〔石碑から見た御旗山方向〕



〔展望テラスから見た長久手古戦場（古戦場公園部分）方向〕



〔展望テラスから見た御旗山方向〕



〔展望テラスから見た（拡大）長久手古戦場（古戦場公園部分）、緑の塊が見える〕



〔展望テラスから見た御旗山〕



〔安昌寺背後の色金山〕

4 史跡長久手古戦場と周辺環境

(1) 自然環境

①現況地形・地質

①-1 地 形

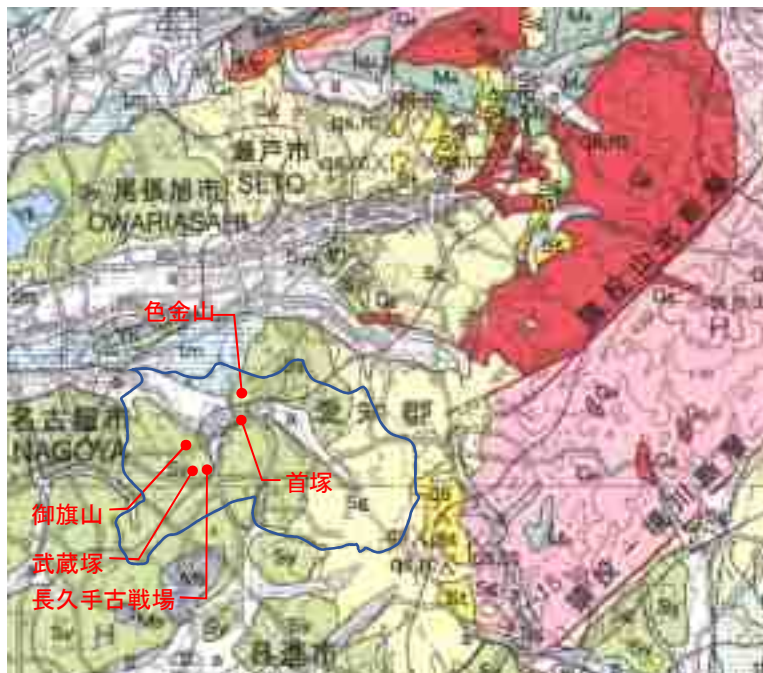
長久手市は、尾張丘陵と尾張平野が接する地点に位置するため、その地形は複雑で、河川に沿って広がる平地に、起伏に富んだ丘陵が入り組んだ地形となっており、全体に、南東に高く西北に低い地形で、南東部の最高点の標高約 184m、西北部の最低点で標高約 43mとなっている。

長久手古戦場は南西から北東へ延びる尾根を中心とした丘陵地形で、標高 76.6m から 63.3mの高低差があり、複雑な尾根や谷で構成されている。指定地は合戦当時の地形が現存しているものと考えられる。

①-2 地 質

長久手市の地質は、中・古生代の岩盤に中新世以後の粘土層・砂礫層・夾炭層がのっている。長久手では、岩木（亜炭）の採掘は、近世から始まり、明治中期から昭和にかけて活況を呈したが、昭和 30 年代には廃絶した。

指定地の地質は、土台となる基盤岩類の上に堆積した鮮新統の地層（瀬戸層群）の矢田川累層の最下部の主に中礫層からなる砂礫層を主体とし、砂層とシルト層を挟有し、ときに凝灰岩層を含む水野砂礫相西部に位置するため、礫が少なく砂が多くなり、細礫層やシルト層を含む砂質の層が多い。



長久手市域

図 - 国立行政法人 産業技術
総合研究所 地質調査総
合センター 地質 NAVI より

② 植 生

長久手市の丘陵地帯の植生は、地質が砂礫層を含む風化の激しい地質であり、表面は酸性の貧栄養土に覆われていたため、瘦地に強く、中世に窯業燃料として利用価値の高い松が丘陵を覆っていた。しかし、松山は保水力が弱く、松にかかった雨水が田畑に流入すると土地が痩せ収量が減少するため、明和年間（1764～1772年）以降、松林から雑木林への転換が図られ、溜池の背後は砂留林として立入りを禁止したため、松と照葉樹の混在する雑木林となっていた。

指定地が属する中央丘陵の植生は、太平洋戦争期の人為的な伐採と昭和34年（1959）の伊勢湾台風により大きな打撃を受けたため、現在の植生は、人為的なものを含め、ほとんどがそれ以降に形成されたものである。

環境省自然環境局生物多様センターの植生図によると、長久手古戦場・御旗山・景行天皇社・色金山などの自然が残されたところはいずれも、ケネザサーコナラ群集となっている。

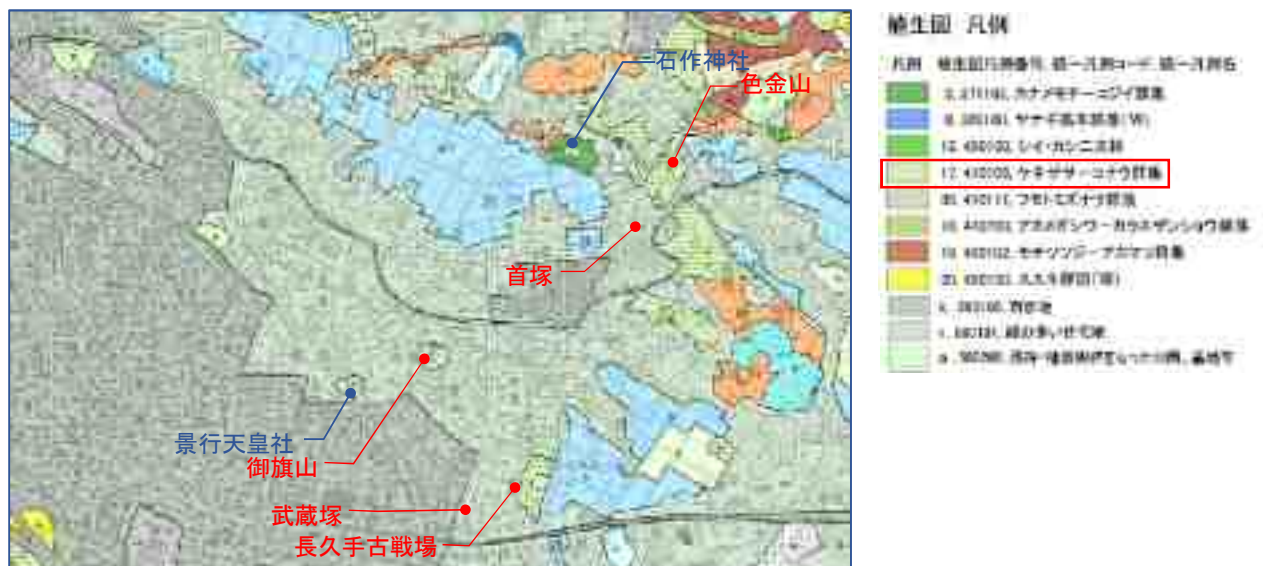


図 - 環境省自然環境局生物多様センター 植生図より
[第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（2008年度調査）]

※ケネザサーコナラ群集とは、ヤブツバキクラス域代償植生区分中の群集であり、コナラが優占し、リョウブ、アセビ、ツルアリドシ、コジイ等で識別される落葉広葉樹二次林。主に標高約50～200mの三河山地辺縁、尾張丘陵に広く分布する。カナメモチーコジイ群集の代償植生として位置づけられ、アベマキーコナラ群集とはアベマキを欠き、アカマツが混生することがあり、リョウブ、アセビ、コジイ等のカナメモチーコジイ群集の識別種を欠くことで区分したが、アベマキーコナラ群集との相違は明瞭ではない。高木層、亜高木層にはコナラが優占する他、アカマツ、リョウブ、アラカシ、ソヨゴ、ヤマザクラ等が混生し、低木層にはヒサカキ、ヤブツバキ、サカキ、アセビ、モチツツジ、ネジキ等が生育する。草本層は時にネザサが優占し、ツルアリドシ、テイカカズラ、ヒイラギ、シシガシラ、ベニシダ等が生育する。

(2) 社会環境

① 現況土地利用

長久手古戦場

- 長久手古戦場周辺は、リニモ長久手古戦場駅、また県道力石名古屋線に近く交通の利便性の高い場所に立地し、周辺部はほとんどが住宅地となっている。また、平成28年12月には大型商業施設「イオンモール長久手」がオープンするなど、今後ますます指定地への利用者の増加が考えられる。
- 西側に隣接して「古戦場公園」(面積;1.13ha)があり、指定地である長久手古戦場と一体的な利用がされている。
- 武蔵塚周辺も長久手古戦場と同様、住宅地が多いが一部畑も残っている。西側は、都市計画道路長東線に接しリニモが見えるなど見晴らしの良い場所となっている。



図 - 長久手古戦場、武蔵塚 現況土地利用図

史跡範囲

公園・緑地
宅地
農地
店舗等

附 御旗山

- 富士社敷地内にあり、杉などの樹林に囲まれた中にある。周辺はほとんどが住宅地となっている。
- 周辺部が土地区画整理事業により宅地化された中で、残された貴重な樹林地となっている。周辺部との比高差は 18.5mと飛びぬけて高く、長久手合戦時は、徳川家康が山頂に金扇の馬標を立てた場所として有名である。現在は山頂にある石碑や富士社からは、樹木が生い茂り周辺部の景色はほとんど見られなくなっている。



図 - 附 御旗山 現況土地利用図

附 首塚、色金山

- 首塚周辺は、昔の面影を残す岩作旧街道沿いにあり、古い町並みも残っている。
- 色金山は、色金山歴史公園内の最も高い位置にあり、周辺には木製の展望テラスが設けられ、長久手市内が一望できる場所として多くの利用者が訪れている。



図 - 附 色金山 現況土地利用図

② 関連文化財

長久手市には、長久手合戦に関わる文化財として、国指定史跡「長久手古戦場 附 御旗山 首塚 色金山」を始め、市指定文化財「長久手城趾」「堀久太郎秀政本陣地跡」「木下勘解由塚」などがある。また、合戦に関する文献を所蔵する色金山麓の「安昌寺」や家康奉納木太刀を所蔵する「景行天皇社」等がある。他には、昭和 14 年当時は国指定史跡であったが、昭和 40 年に指定解除された「鎧掛の松」（現在は 4 代目の松が植えられている）や「血の池公園」（指定当初の城屋敷九〇番ノ二付近につくられた公園）がある。



長久手合戦史跡マップ（長久手市）

※英大文字は、長久手合戦史跡マップ位置を示す。

G 長久手城趾（市指定文化財）

城屋敷地内の加藤太郎右衛門忠景の居城跡。『寛文村々覚書』に、「古城跡 先年、加藤太郎右衛門居城之田、今ハ百姓屋敷ニ成ル」とある。加藤太郎右衛門は、家康方の大名丹羽氏次の姉婿にあたり、長久手合戦の折は、丹羽氏の居城岩崎城（現日進市岩崎町）で、氏次の城代、弟氏重を助けたが、四月九日未明、戦死した。居城跡は廃城後荒れ、山林となり残ったが、区画整理事業のため整地され、現在の石組みとなった。

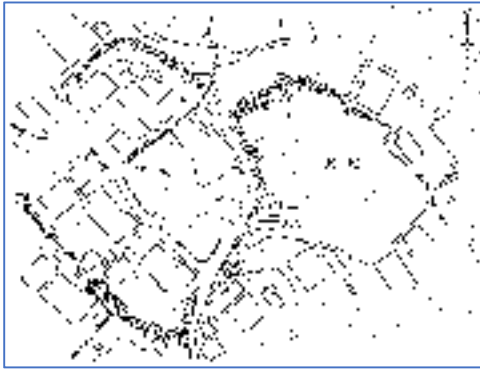


図 - 長久手城の地形[長久手町教育委員会
長久手町郷土史研究会『昭和 54 年度郷
土資料・文化財調査研究報告書』より]



H28 年撮影

H 木下勘解由塚（市指定文化財）

白山林の戦いで馬を失くし敗走してきた総大将三好信吉は、木下勘解由利匡が自分の馬を信吉に与えて逃げさせ、追ってきた徳川勢と奮戦し、兄の木下助左衛門祐久と共にこの地で戦死した。現在は、その場所に石碑が建てられている。（昭和 54 年（1979）建立）



H28 年撮影

I 堀久太郎秀政本陣地跡（市指定文化財）

秀吉方岡崎別働隊の軍監堀秀政が、桜ヶ根の戦いで本陣を布いた所である。堀秀政は白山林の戦いで勝利した榊原康政、大須賀康高ら徳川家康方の追撃隊を打ち破った。現在、中央図書館北の桜ヶ根公園内に石碑と解説板が設けられている。



H28 年撮影

L 鎧掛の松、M 血の池公園

鎧掛の松の近くに、以前池（血の池）があり長久手合戦の時、諸軍勢が手で水をすくって飲んだといわれ、また、血の染まった刀や槍を洗ったともいわれている。この池で刀や槍を洗う際に、武将が鎧を掛けたといわれる「鎧掛の松」があった。現在は、4代目の松が植えられている。（昭和40年に指定解除された）



H28 年撮影



H28 年撮影

景行天皇社

長湫村の氏神で、社伝によれば承和4年（837）の創建で、日本武尊の父、景行天皇を祀っている。長久手合戦の折、徳川家康と織田信雄が「御祈禱料鳥目貳拾貫文」で戦勝祈願したとされる社である。後に、家康は当地での戦勝を心に留め、天正12年（1584）9月、「小牧山から参洲江御帰陣之節御参詣、御太刀鳥目貳拾貫文」を神前に供えたのをはじめ、慶長9年（1604）、元和8年（1622）にも同様に、太刀と銭を奉納した。



H28 年撮影

J 安昌寺

曹洞宗赤津雲興寺末。創建は明らかではないが、天正13年（1585）丹羽氏次が田地を寄進して再興したと伝えられる。その再興開山の雲山和尚が、長久手合戦の折、敵味方関係なく戦死した人々を手厚く供養したというので、後年、尾張藩主をはじめ、多くの藩士が寺を訪れ、合戦にまつわる各種の書付を残した。



H28 年撮影

(3) 法規制等

計画地に関わる法規制は、文化財保護法（史跡名勝天然記念物）・森林法（風致保安林）・砂防法・都市計画法（第一種低層住宅専用地域等）・宅地造成工事等規制法などがある。

下表は、各箇所に関する法規制一覧である。

名 称	文化財保護法	森林法	砂防法	都市計画法	宅地造成工事等規制法
長久手古戦場 (古戦場公園部分)	史跡名勝天然記念物	風致保安林	砂防指定地	第一種低層住居専用地域	—
長久手古戦場 (武蔵塚)	史跡名勝天然記念物	風致保安林	砂防指定地	第一種住居地域	—
附 御旗山	史跡名勝天然記念物	—	—	第一種低層住居専用地域	—
附 首塚	史跡名勝天然記念物	—	—	第一種住居地域	—
附 色金山	史跡名勝天然記念物	—	—	市街化調整区域	宅地造成工事規制区域

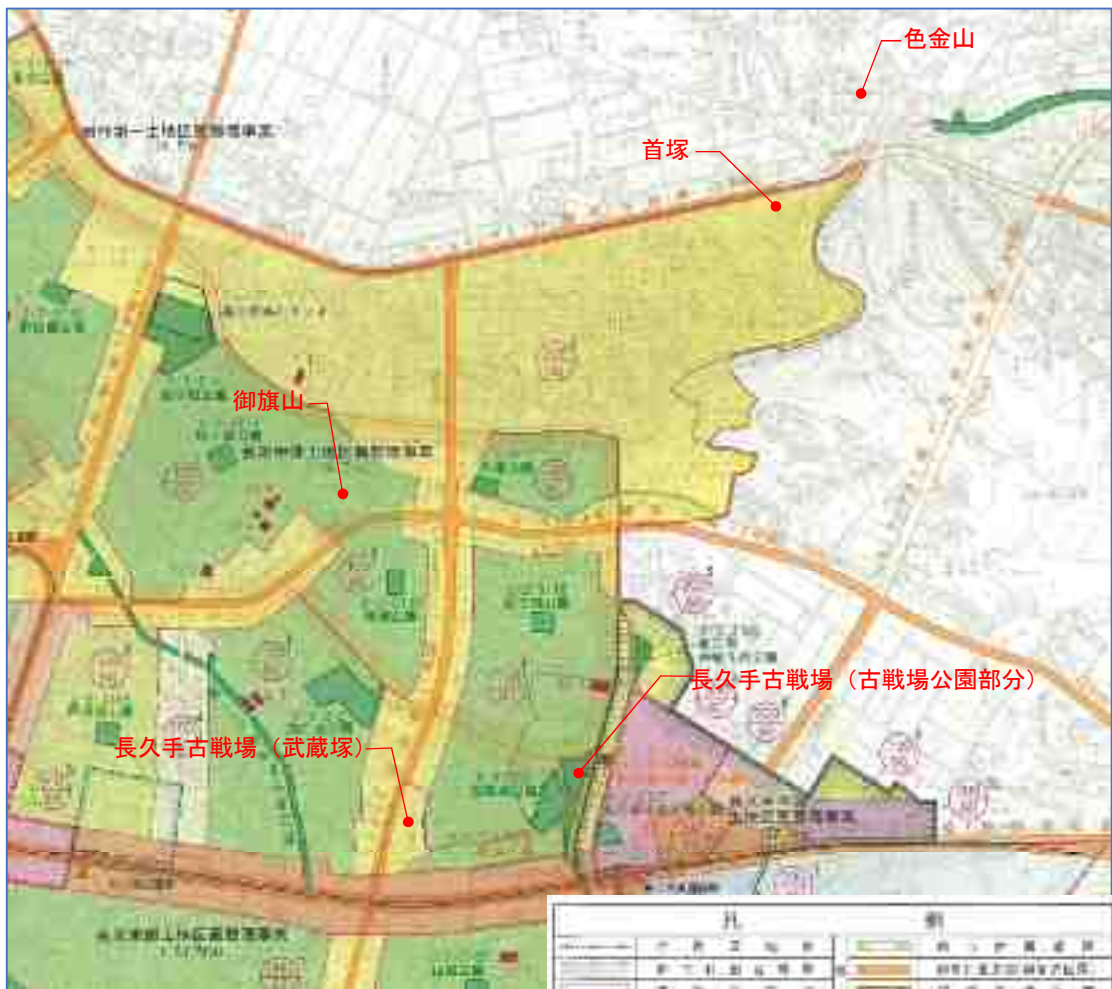
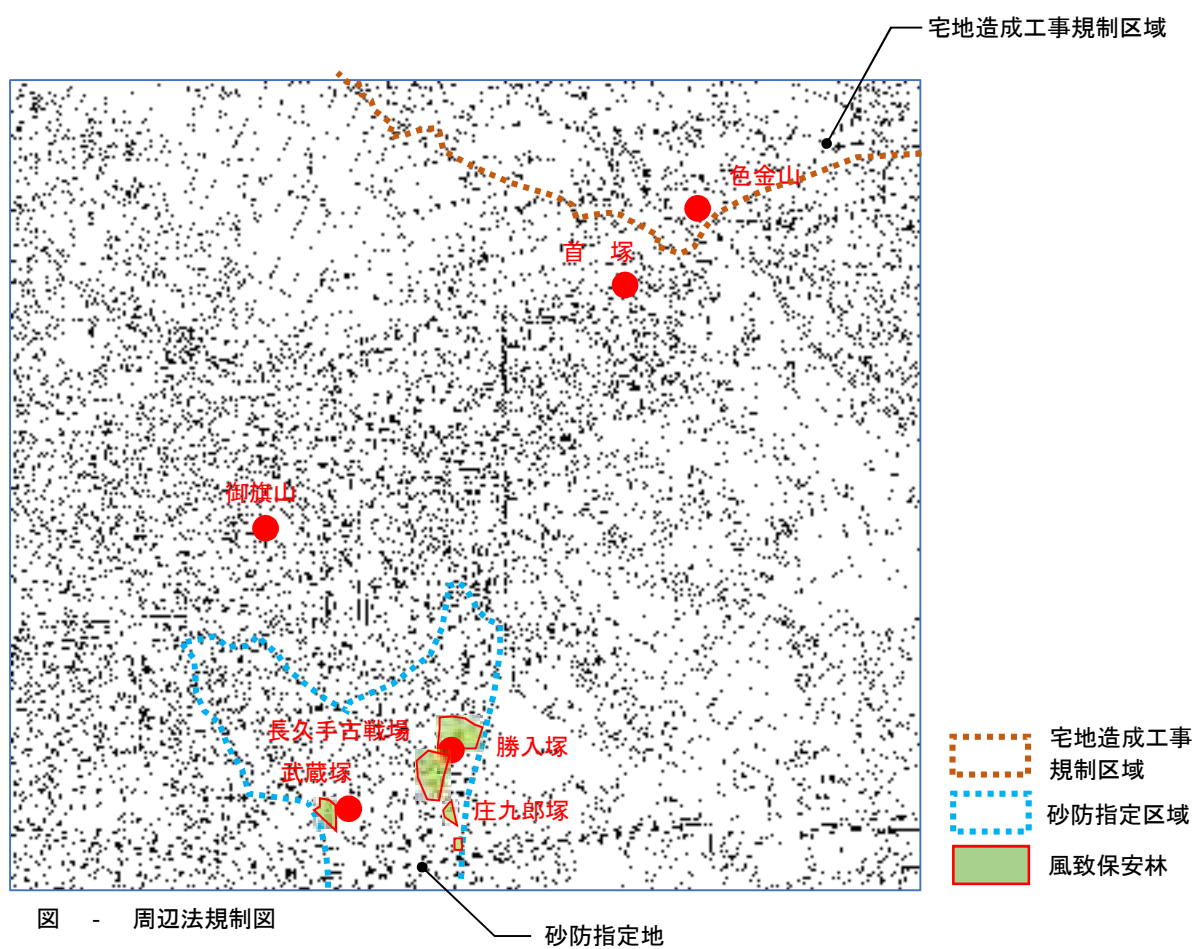


図 - 長久手市都市計画図

凡 例	制 定
市街化調整区域	市街化調整区域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
第四種住居地域	第四種住居地域
第五種住居地域	第五種住居地域
第六種住居地域	第六種住居地域
第七種住居地域	第七種住居地域
第八種住居地域	第八種住居地域
第九種住居地域	第九種住居地域
第十種住居地域	第十種住居地域
第十一種住居地域	第十一種住居地域
第十二種住居地域	第十二種住居地域
第十三種住居地域	第十三種住居地域
第十四種住居地域	第十四種住居地域
第十五種住居地域	第十五種住居地域
第十六種住居地域	第十六種住居地域
第十七種住居地域	第十七種住居地域
第十八種住居地域	第十八種住居地域
第十九種住居地域	第十九種住居地域
第二十種住居地域	第二十種住居地域



第3章 史跡長久手古戦場の本質的価値

1 史跡長久手古戦場の本質的価値

【史跡長久手古戦場の全体概要】

史跡長久手古戦場（長久手古戦場 附 御旗山 首塚 色金山）は、天正12年（1584）に起きた「小牧・長久手の戦い」の主戦場であり、激戦地点となった古戦場である。

羽柴（後の豊臣）秀吉方の部将である池田恒興（信輝）、その子庄九郎（元助）、森長可らと徳川家康軍とが同年4月9日に激戦しており、秀吉と家康がたった一度直接対決した所として知られている。「長久手合戦」において、勝利した家康は武名を高め、徳川幕府成立の足掛かりとして重要な位置づけがされている。

【長久手古戦場について】

この激戦で、池田恒興（信輝）、その子庄九郎（元助）、森長可が戦死し、決戦の地となった字仏ヶ根（現在の仏ヶ根地内）に池田恒興の墓、その南方の一段低い地点の字武蔵塚（現在の武蔵塚地内）にその子庄九郎の墓があり、その西方約二町（約220m）のところに森長可の墓が現存する。

これらの墓には、いずれも明和8年（1771）に尾張藩士の人見弥右衛門と赤林孫七郎が合戦をしのび建立した石標と、各家の子孫により建立された顕彰碑がある。これらの石標や顕彰碑は市の管理により、現在も大切に保護されている。

また、字城屋敷（現在の城屋敷地内）は池田方の陣地として伝えられており、近年（史跡指定される年より前）まで池田方の老臣片桐半右衛門勝忠が鎧を掛けた松で、鎧掛の松と呼ばれる老松があったが、枯れてしまっており今は取り除かれている。現在は、4代目の松が植えられている。

【御旗山について】

御旗山は、字富士浦（現在の富士浦地内）にある高さ約300尺（約90m）の独立する小山で眺望に富み、家康本陣の印である牙旗が立てられた場所と伝えられる。御旗山の頂上には富士社の社殿があり、その社殿の傍らの石標には、その由来が記された石標がある。現在も、境内地として長湫区により手厚く保護されているが、周辺の樹木の繁茂により、眺望は望めない。

【首塚について】

首塚は、大字岩作字元門（現在の岩作元門地内）の県道北側の人家に囲まれた場所に石垣を組み、その中には宝永3年（1706）4月に尾張藩士の福富親茂が建立した石標と明治43年（1910）4月に建立された首塚碑があり、松等の樹木が繁茂している。現在も、市及び岩作区の地元有志等により、史跡指定とほぼ同様の状態で大切に保護されている。

【色金山について】

色金山は、首塚の北約1町（約110m）の安昌寺の後方にある丘陵で、南西に激戦地点を望むことができ、丘上にある3個の自然石は床机岩と呼ばれ、家康が戦況を展望する際、床机の代わりにしたと伝えられる。その傍には、首塚と同様に宝永3年に福富親茂が建立した石標と明治43年（1910）4月に建立された碑がある。現在、周辺は歴史公園として整備されているが、石標や碑は整備後も大切に保護されている。周辺の樹木の繁茂により、眺望は望めない。

上記のような歴史的事実、現在の保護の状況から、史跡長久手古戦場の本質的価値を以下のように考える。

長久手古戦場は、秀吉と家康がたった一度直接対決した戦い「小牧・長久手の戦い」が行われた場所として知られ、この合戦の様相を記録しているものとして、成瀬家本に代表される「小牧長久手合戦図屏風」などの多くの屏風や「小牧御陣御進発之図」などの陣立図がある。これらで示されている指定地内の地形は今現在も大きな変化を受けることなく残されており、古戦場を体感する上でとても重要な位置付けとなる。

そして、長久手古戦場が国指定史跡に指定された当初は、戦いの様相を想像できる眺望が残っていたと考えられるが、現在は18ページで示すように各指定地からは樹木の繁茂により眺望をすぐに視認することはできない。また、屏風と同様の地形は、宅地化で改変されている部分が多く見られるものの、緩やかに残されていることから、各指定地から臨む眺望についても重要な位置付けとなる。

また、長久手古戦場内には、合戦後の江戸時代に、江戸幕府成立の足掛かりとなった重要な場所として、記念碑の建立、戦死者を供養する「石柱」の建立など厚く保護され、明治時代にも戦死者の子孫によって「顕彰碑」が建立されるなど大切に保護され、それが現在まで続いていることも指定地内の地形が保全されてきた要因と考えられる。

2 史跡長久手古戦場の再評価

【史跡長久手古戦場の特徴と評価】

史跡長久手古戦場は、「小牧・長久手の戦い」で戦った徳川方と羽柴（後の豊臣）方双方の石標や顕彰碑が建てられている数少ない史跡である。そして、その記念碑は尾張徳川家の藩士や合戦で亡くなったその子孫が建立したものであり、今日まで大切に管理が行われてきた。

また、古戦場として国史跡指定されているのは全国で3箇所のみであり、関ヶ原古戦場と桶狭間古戦場伝説地と並び、大変貴重な史跡でもある。

このように貴重な史跡であるということは、江戸時代後期の歴史家である頼山陽が著した「日本外史」においても、「小牧・長久手の戦い」を高く評価している。家康が実際の戦いで負けなかったことによって、その後の秀吉政権下でも家康が秀吉に屈服したわけではなかったことに目をつけ、秀吉死後、家康の政権奪取が可能になった事実を重く見たものと思われる。

【史跡長久手古戦場の周辺環境の変化の中での位置づけ】

合戦当時の眺望の良さなどの特徴、江戸時代や明治時代に作られた顕彰碑等の存在により国指定史跡となっているが、周辺環境は史跡指定当時と大きく変わった。長湫東部及び長湫中部土地区画整理事業に伴い、周辺の住宅地化が進むとともに、長久手古戦場隣接地に古戦場公園、色金山隣接地に色金山歴史公園が整備され、古戦場公園内には長久手市郷土資料室が開館、さらには、東部丘陵線（リニモ）の開業や古戦場公園東側の大型商業施設の立地と、急速な都市化が進んできており、来訪者の増加が今後も見込まれる。一方、長久手古戦場に隣接する史跡のガイダンス機能的な役割を果たす郷土資料室は、施設の老朽化や手狭さ等から充実した役割を担いきれていない。

また、長久手市においては「第5次長久手市総合計画」の主要プロジェクトの一つである「リニモテラス構想」をはじめとした計画等の中で、まちづくりにおいて、「長久手古戦場」や「古戦場公園」との連携が謳われており、歴史文化を継承し、郷土の歴史を学び親しむ場として再整備を行うとされている。このように周辺土地利用や環境の変化、市の将来像においても、指定地は重要な位置となってきた。

【史跡長久手古戦場の再評価】

周辺の都市化が進む中、指定地は文化財保護法に守られ、指定当時と変わらない様相を呈している。合戦当時と変わらない丘陵地形や雑木林が残され、御旗山や色金山の眺望の良さも変わっていない。このように指定当時と変わらない指定地は、昔を想像させる貴重な自然が残された場所であるともいえる。都市化が進む中であって、指定地の緑や地形の改変がされることなく残ったことによって見ることができる眺望などは貴重な存在として、史跡としての価値だけではなく、長久手市のこれからのまちづくりの面においても評価されるべき存在といえる。

「小牧・長久手の戦い」から現在までの移り変わりを年表にして整理したものを記載した。

表 史跡長久手古戦場周辺の年表

和暦	西暦	内容
天正10年	1582	6月 織田信長、本能寺で明智光秀に滅ぼされる。
天正12年	1584	3月 6日 織田信雄方、三家老を切り、羽柴秀吉と戦闘状態に入る。
		3月12日 織田信雄方、伊勢亀山を攻める。(小牧・長久手の戦いの始まり)
		3月14日 池田恒興・森長可、犬山城を攻撃、落城させる。
		3月17日 [羽黒の戦い] 家康の武将酒井忠次らが羽黒で森長可に大勝
		3月28日 徳川家康、小牧山へ陣替え
		同 羽柴秀吉、楽田に着陣
		4月 6日 三好信吉、小幡・龍泉寺方面へ進軍(長久手合戦の始まり)
		4月 8日 両軍長久手へ進軍。
		4月 9日 [白山林の戦い] 三好信吉、白山林で榊原康政らに背後を襲われ総崩れとなる。
		同 [松ヶ根の戦い] 堀秀正軍の総攻撃により徳川先発隊が大打撃を受ける。
		同 [仏ヶ根の決戦] 徳川本隊が色金山周辺から富士ヶ峰(御旗山)へ進軍し仏ヶ根、前山に陣を構え、激戦となる。池田恒興・森長可、仏ヶ根で討死。
		同 秀吉が率いる軍勢が楽田を出発。
		同 家康、小牧山へ戻る。長久手の合戦が終わる。
		11月15日 羽柴秀吉、織田信雄と和議成立。
文禄年中	1592-95	富士浅間社、浅井助左衛門により創建。
寛文11年	1671	『寛文村々覚書』編纂。
元禄10年	1697	尾張藩士朝日文左衛門、長久手古戦場を見物。(『鸚鵡籠中記』)
宝永3年	1706	尾張藩士福富親茂が、色金山の床机石と首塚に銘を刻み、宝永の石柱を建てる。
明和 8年	1771	尾張藩士人見彌右衛門、赤林孫七郎により明和の碑建立。 (庄九郎塚、勝入塚、武蔵塚)
文政5年	1822	樋口好古、『尾張徇行記』編纂完了。
明治24年	1891	明治の碑 建立(庄九郎塚、勝入塚)
明治31年	1898	明治の碑 建立(武蔵塚)
明治43年	1910	地元有志が、床机石と首塚に漢文碑を建てる。
昭和14年	1939	9月7日 国の史跡に指定される。
昭和31年	1956	長久手の棒の手、県無形民俗文化財に指定
昭和34年	1959	伊勢湾台風
昭和40年	1959	城屋敷90-1、90-2、12月指定解除(鎧掛け松と血の池)
昭和42年	1967	長久手土地改良区をはじめ、土地改良事業着手
昭和46年	1967	町制施行により長久手町となる
昭和49年	1974	長湫東部土地区画整理組合設立
昭和52年	1977	長久手町文化財保護条例制定
昭和57年	1982	長湫中部土地区画整理組合設立
昭和58年	1983	国の指定に漏れたいくつかを町指定とする。(長久手城趾、堀久太郎秀政本陣地跡、木下勘解由塚)
		長久手町郷土史研究会設立
昭和60年	1985	長久手町郷土資料室供用開始
		岩作の「オマント」 県無形民俗文化財に指定
		長久手古戦場公園供用開始
平成 8年	1996	色金山歴史公園供用開始
平成17年	2005	リニモ開業
		2005年日本国際博覧会開催(「愛・地球博」)
		長湫の警固祭り 県無形民俗文化財に指定
平成18年	2006	愛・地球博記念公園開園
平成24年	2012	市制施行により長久手市へ

史跡長久手古戦場に直接関係する事項

3 構成要素の特定

史跡に関わる様々な要素を、下図のとおり「史跡を構成する要素」と「史跡の周辺環境を構成する要素」に分類する。

「史跡を構成する要素」は、史跡の「本質的価値を構成する要素」「保存・活用に有効な要素」「管理上調整が必要な要素」に分類する。「史跡の周辺環境を構成する要素」は、指定地外を対象とし、「本質的価値に密接に関係する要素」「保存・活用に資する要素」「本質的価値に関係しない要素」に分ける。

「長久手古戦場」と「附 色金山」部分を「史跡の周辺環境を構成する要素」を史跡の価値との関連で分類するのは、現在「長久手古戦場」と隣接する「古戦場公園」や「附 色金山」に隣接する「色金山歴史公園」の利用形態や状況によるものである。特に、「古戦場公園」に設けられている「長久手市郷土資料室」が史跡のガイダンス機能を持った施設として利用されていることもあり、利用者は史跡と公園を一体的に捉え、利用しているのが現状であることによる。

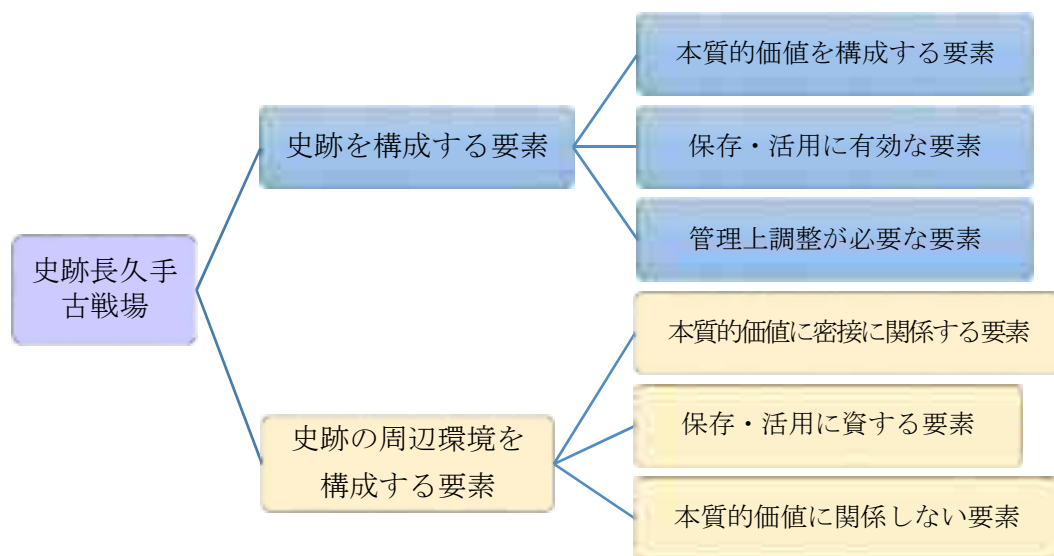


図 一 史跡を構成する要素の分類

◆ 史跡を構成する要素

分類	場所	本質的価値を構成する要素	保存・活用に有効な要素	管理上調整が必要な要素
史跡を構成する要素	長久手古戦場	地 形 石 碑 等 勝入塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 庄九郎塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 武蔵塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 二本松塚 二本松代石 眺 望 埋蔵文化財（推定）	園 路 石 碑 （公園名板その1） ベンチ 石造物 樹 木	植栽・樹木 看板類 時計塔 車止め 占用施設（電気 支線、ガス管）
	附 御旗山	地 形 眺 望 石 碑 石碑（建立年不詳）	富士社社殿 樹 木	倉庫 看板類 樹木
	附 首塚	石 碑 宝永の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み	小祠堂	植栽・樹木
	附 色金山	地 形 石 碑 宝永の碑 明治の碑 自然石 床机石 馬蹄石 眺 望	園 路 ベンチ 樹 木	看板類 植栽・樹木

◆史跡の周辺環境を構成する要素

分類	場所	本質的価値に密接に関係する要素	保存・活用に資する要素	本質的価値に関係しない要素
史跡の周辺環境を構成する要素	長久手古戦場	長久手古戦場野外活動施設 (長久手市郷土資料室)	緑地 駐車場 長久手古戦場野外活動施設(その他施設) 石碑(公園名板その2)	縮景(庭園) 工作物(石積、四阿、ベンチ、モニュメント等) 地下埋設物(給水管、ガスパイプ、汚水管、防火水槽)
	附 御旗山	御旗山全体 (史跡指定地外)	自然林 参道など	—
	附 首塚	—	長久手合戦四百年記念碑	—
	附 色金山	色金山歴史公園 安昌寺	展望テラス	—

(1) 史跡を構成する要素の説明

①本質的価値を構成する要素

分類	名 称	構 成 要 素
指定地内 (長久手古戦場)	地 形 勝入塚・ 庄九郎塚	● 第 2 章 1 (2) (3) で記載したように、江戸期の村絵図や明治末からの地形図を見ると指定地を含む合戦場と考えられる場所は丘陵地形となっているのがわかる。それも昭和 40 年代後半から始まった区画整理事業により大きく変わったが、指定地内は昔の地形が残されている。 ● 長久手古戦場史蹟台帳にもあるとおり（天正十二年小牧戦役中ノ主戦地ニシテ其ノ激戦地點ト認メラルベキハ長久手聚落ノ中心ヨリ西南方ニ互レル丘陵地帯ナリ俚人、佛ヶ根ト總ス・・・・・・）、国の史跡に指定された当時も現在のような丘陵地形であった。 ● 現在は、南から北に伸びる緩やかな尾根線と、その尾根から発生する細かな谷や小尾根から構成される起伏に富んだ穏やかな地形が見られる。 ● 勝入塚などと同様に区画整理事業で周辺部は住宅地化されたが、指定地内は昔の地形の面影が残っている。北西側に尾根が残り、その尾根から北東側になだらかな傾斜となっている。
	武蔵塚	
	石 碑 等 【由来等】	長久手合戦の約 120 年後に、尾張藩士福富親茂が宝永 3 年（1706）に長久手古戦場を訪れた際に、床机石（色金山）と首塚に記念の石柱を建て、また、三将（池田恒興・池田元助・森長可）の塚に木杭を立てた。〔御床机石銘並首塚銘 福富親茂書 宝永 3 年（1706） 安昌寺所蔵〕 その後、明和 8 年（1771）に長久手古戦場を訪れた尾張藩士人見弥右衛門、赤林孫七郎が福富親茂の立てた木杭が朽ち落ちてしまっていることを嘆き、即日帰路石工に石碑を再興するよう手配した。その時の記録が「遊長湫記」（人見泰・赤林信之文 本田尚激書 〔安昌寺所蔵〕）にある。 これが「明和の碑」といわれているものである。他には、明治時代に池田家、森家などの子孫が建てた顕彰碑もあり、これを「明治の碑」とよんでいる。
	勝入塚	● 史跡指定の大きな要素となっている石碑。 ・ 明和の碑－明和 8 年（1771）建立 ・ 明治の碑－明治 24 年（1891）建立 ● 石碑を囲む石柱 ・ 15cm×15cm×H100cm で花崗岩製とコンクリート製合計 48 本 ・ 鉄筋 2 段の棧 ・ 基礎はコンクリート製布基礎 ※詳細は第 2 章 3 指定地の現況を参照
	庄九郎塚	● 史跡指定の大きな要素となっている石碑。 ・ 明和の碑－明和 8 年（1771）建立 ・ 明治の碑－明治 24 年（1891）建立 ● 勝道九兵衛の碑。 ・ 昭和 16 年（1937）建立で史跡指定後に建てられた碑 ・ 17cm×15cm×H140cm で花崗岩製 （笠石有） ※この碑は、字鴉ヶ廻間の山林にあったが、区画整理事業のため、昭和 57 年、この地に移された。

分類	名 称	構 成 要 素
指定地内 (長久手古戦場)	庄九郎塚	● 石碑を囲む石柱。 ・ 15cm×15cm×H100cm で花崗岩製とコンクリート製合計 29 本 ・ 鉄筋 2 段の棧 ・ 基礎はコンクリート布基礎 ※詳細は第 2 章 3 指定地の現況を参照
	武蔵塚	● 史跡指定の大きな要素となっている石碑 ・ 明和の碑—明和 8 年 (1771) 建立 ・ 明治の碑—明治 31 年 (1898) 建立 ● 石碑を囲む石柱 ・ 15cm×15cm×H100cm で花崗岩製合計 51 本 (内控え柱 10 本) ・ 元々あった天端石が取れたため、天端部はステンレス製金具で補強されている。 ・ 元々あった天端石は、石積横に保存されている ※本来の姿は第 2 章 1 (P35) を参照 ※詳細は第 2 章 3 指定地の現況を参照
	二本松塚 【由来等】	史跡指定当時この場所は元々庄九郎塚と地続きで、二本の老松があった。村界のはずれに立っていたことから「虫送り」の目安にされ、浮塵子松と呼ばれていた。その松を昭和 20 年代の初めに燃料不足を補うため伐採した。江戸時代に植えられた戦死士卒鎮魂の松を、伐り倒したため、代わりに石を置いて塚とした。それが今に残る「二本松代石」である。この碑は、史跡指定当時にはなかったものである。(長久手町史 資料編三より) ● 史跡指定時はなかった石碑。 ・ 二本松代石—昭和 22 年建立 ・ 15cm×55cm×H66cm で花崗岩製
	眺 望 勝入塚・ 庄九郎塚	● 全体に樹木があまり見られず、周辺への眺望にも優れていた場所であった。 ● 庄九郎塚から北西の丘の上に勝入塚が見えている。  遠くに勝入塚が見える 明治 43 年頃の写真 (平成 18 年度長久手町郷土資料室特別展より)

分類	名 称	構 成 要 素
指定地内 (附)	御旗山 【由来等】	徳川家康が北の色金山からこの山に進軍し、山頂に金扇の馬標（旗）を立てたと伝えられる。別称は富士ヶ根と呼ばれている。指定地は富士社境内地にあり、山頂に「御旗山」と陰刻された石柱が建てられている。 (長久手町史 資料編三より)
	地 形	- 江戸期の村絵図や明治末からの地形図を見ると指定地を含む合戦場と考えられる場所は丘陵地形となっているのがわかる。また、古くから富士浅間社が祭られていたことから大きな地形の改変はなかったと考えられる。 - 住宅地の中の独立峰地形で、山頂の石碑があるところを中心に四方に尾根が通っている。
	眺 望	「家康が山頂に金扇の馬標を立てた」と伝えられたとおり、周辺への眺望に優れた場所であった。
	石 碑	- 史跡指定の大きな要素となっている石柱。 ・ 建立時期は不明
	首 塚 【由来等】	長久手合戦の後、安昌寺の僧雲山和尚が野辺に星々とした死骸の山を嘆き里人とともに士卒の別なく、この地に集め、手厚く葬った跡といわれる。 (長久手町史 資料編三より) その地に尾張藩士福富親茂が建てた記念碑が残る。また、明治時代には地元民らにより顕彰碑が建てられた。
	石 碑	- 史跡指定の大きな要素となっている石碑。 ・ 宝永の碑ー宝永 3 年（1706）建立 ・ 明治の碑ー明治 43 年（1910）建立 - 石碑を囲む石柱 ・ 15cm×15cm×H100cm で花崗岩製合計 40 本 ・ 鉄筋 1 段の棧 ※詳細は第 2 章 3 指定地の現況を参照
	色金山 【由来等】	徳川家康が色金山に布陣し、山頂の大石を床机がわりに軍議を開いた場所として知られ、長久手古戦場史蹟台帳にも記述されている。この床机が今も残る床机石といわれるものである。また、床机石前には、尾張藩士福富親茂が建てた記念碑と地元有志が建てた漢文碑がある。 (長久手町史 資料編三より)
	地 形	色金山の山頂部としての地形。
	石 碑	- 史跡指定の大きな要素となっている石柱。 ・ 宝永の碑ー宝永 3 年（1706）建立 ・ 明治の碑ー明治 43 年（1910）建立
	自然石 眺 望	- 史跡指定の大きな要素となっている自然石。 - 現在、御旗山や長久手古戦場への眺望は樹林に覆われ失われているが、一昔前までは四面一望できる場所として人々に親しまれていた。

②保存・活用に有効な要素

分類	名 称	有効な要素
指定地内 (長久手古戦場)	園 路 勝入塚・ 庄九郎塚 武蔵塚	● 昭和 62 年 (1987) に作られた碎石敷き園路が、尾根線上に、石碑を巡るように設けられている。 ・ 幅員は 2m 程度で、舗装が老朽化している。 ● 遺構保存や樹木の根茎を傷めないためにも必要なものである。 ● 舗装はされていないが、地道化した園路がある。
	石 碑 (公園名板 その 1)	● 昭和 62 年 (1987) に建立された石材製のもので、指定地に隣接する長久手市郷土資料室入口から良く見える位置に設けられている。 ・ 古戦場公園中心部東側指定地境界に設置されている。 ● 市の観光パンフレットや文化財マップ等によく使用されている。
	ベンチ	● 擬木製と合成木材製ベンチが 6 基設けられている。
	石造物	● 勝入塚から北に向かう園路と指定地境界の交差する位置にある亀の形をした石造物で、設置時期などの由来は不明。
	樹 木 勝入塚・ 庄九郎塚	● 左図の屏風 (17 世紀頃製作) の下部に描かれている樹木は、松や樹名ははっきりしないが落葉樹と思われる。また上部に描かれているのは松の幼木である。現在の長久手古戦場内にも同様にアカマツ (41 本)、クロマツ (35 本)、コナラ (99 本) が見られる。 ● 江戸時代寛文 11 年 (1671) に作成された「寛文覚書」には、長久手の丘陵地は全て「松山」であったとの記述が見られる。松は中世以降製陶業が盛んであったこの地域では、燃料として利用されていたようである。しかし、松山は保水力が弱いことや、田畑に与える影響があるなどで、明和年間以降は、尾張藩の方針で松林を雑木林に変えていく施策がとられるようになった。それ以降は松と照葉樹林が混在する雑木林が復活したといわれている。「明和の碑」が建立された当時の丘陵地は、現在のような雑木林であったと考えられる。
	武蔵塚	● 勝入塚などとは異なり、植栽された木がほとんどである。ソメイヨシノが多く見られるが、その中に混じるクスノキやクスギなどの巨木が目を引く。



小牧長久手合戦図屏風 (成瀬家本)
公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵

分類	名 称	有効な要素
指定地内 (附)	御旗山	● 指定地は富士社境内地にあり、石碑の横には「富士社社殿」が建てられている。愛知県史蹟台帳にも「富士社ノ社殿アリ」とある。 ● 富士社の社寺林として保護されており、周辺自然林構成種と同様な樹木が見られる。全体的にカクレミノなどの常緑樹が多く、その中にクヌギやアベマキなどの落葉樹の大きなものが混じっている。 ● 石碑の南側、入口横にある小祠堂で、かつては岩作村中の辻にあった観音道標を安置したものである。 ● 色金山歴史公園整備時に作られたもので、石碑や床机石を取りまくように作られている。 ● 色金山歴史公園整備時に作られたもの。 ● 石碑周りの樹木と北側のアカマツ自然林。
	富士社社殿	
	樹 木	
	首 塚	
	小祠堂	
	色金山	
	園 路	
	ベンチ	
	樹 木	

③管理上調整が必要な要素

分類	名 称	調整が必要な要素
指定地内 (長久手古戦場)	樹木・植栽	● 実生の木が成長したものや込みすぎた樹林地が見られる。 ● 合戦当時にはなかったソメイヨシノが多く植えられている。 (昭和初期頃に地元有力者が植栽したのではないかという説がある。) ● 合戦時にも生えていた稚木が指定地内にも見られる。
	看板類	● 石碑への影響が懸念される樹木の根茎。 ● 指定地内には、3種類の看板類が設けられている。 ・ 石碑の解説板 ・ 標識柱 ・ QRコード付き案内板
	時計塔	● 石材とタイルにより作られた時計塔。
	車止め	● コンクリート製の車止め
	占用施設	● 中部電力の支線などの占用施設がある。 ● 指定地内を横断しているガス管。
	二本松塚 植栽	● 江戸時代には松が植えられていたが、現在は、合戦当時にはなかったソメイヨシノが多く植えられている。
	武蔵塚 植栽 看板類	● 石碑への影響が懸念される樹木の根茎。 ● 合戦当時にはなかったソメイヨシノが多く植えられている。 ● 指定地内には、3種類の看板類が設けられている。 ・ 石碑の解説板 ・ 標識柱 ・ QRコード付き案内板

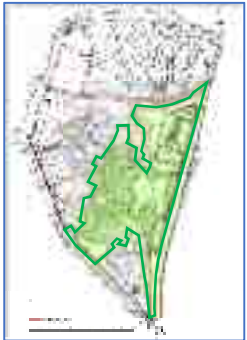
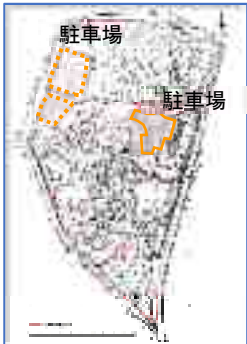
分類	名 称	調整が必要な要素
指定地内 (附)	御旗山 倉庫 看板類 樹木	● 富士社境内地を管理するための倉庫。 ● 指定地内には、解説板が設けられている。 ● 本質的価値を構成する要素である「眺望」を妨げている樹木がある。
	首塚 植栽・樹木	● 石碑前後の樹木が覆いかぶさり、わかりにくくしている。
	色金山 看板類	● 指定地内には、2基の木製看板類が設けられている。木製であり、周辺景観ともマッチしているが、表示内容が文字のみであり、わかりにくい面がある。
	植栽・樹木	● 石碑や床机石背後の樹木が覆いかぶさり、わかりにくくしている。

(2) 史跡の周辺環境を構成する要素の説明

①本質的価値に密接に関係する要素

分類	名 称	構 成 要 素
指定地外 (長久手古戦場周辺)	長久手古戦場野外活動施設(長久手市郷土資料室)	● 「史跡 長久手古戦場」のガイダンス施設の役割を持つ施設で、長久手合戦 400 年を記念して昭和 60 年、指定地東側、「古戦場公園」内に設けられた。施設の南側には古戦場の位置や地形を縮景という手法で表現した庭園広場が設けられており、市の史跡めぐりの起点として利用されている。 ● 規模：延べ面積：477.58 m² (B1:117.93 m²,1F:204.35 m²,2F:155.30 m²) 展示面積 1F:70.00 m²、2F:84.00 m² 計 154.00 m² 構造：RC 造 ● 1 階には「小牧・長久手の戦い」に関するジオラマや長久手合戦に関する資料、2 階には棒の手などの民俗資料が展示されている。 ● 長久手市郷土史研究会の協力を得て、史跡案内や長久手市郷土資料室内の展示解説などのボランティア活動も盛んに行われている。 ● 公園は、「日本の歴史公園 100 選」※にも選ばれており、毎年 4 月上旬には "長久手古戦場桜まつり"が開催され、大勢の人でにぎわっている。 ※都市公園法の制定 50 周年を記念して、社団法人日本公園緑地協会が『日本の歴史公園 100 選』に選定し、長久手市から古戦場公園が選ばれた。
指定地外 (附周辺)	御旗山 山全体 色金山 色金山歴史公園 安昌寺	● 指定地は富士社境内地の一部であるが、山全体が愛知県史蹟台帳にも書かれているとおりの重要な要素となっている。 ● 指定地周辺を平成 8 年(1996)に公園として整備したもので、展望テラスや茶室が設けられている。 ● 色金山の麓にあり、天正元年(1573)、一説には天正 13 年(1585)、雲山和尚が再興、開山した曹洞宗の寺院である。雲山和尚は、長久手合戦後、戦死者を手厚く供養し首塚を築くなどした。また、江戸時代には、尾張藩主をはじめ多くの藩士が寺を訪れ、合戦にまつわる様々な書付を残すなど、長久手合戦にゆかりの深い寺院である。

②保存活用に資する要素

分類	名 称	構 成 要 素
指定地外 (長久手古戦場周辺)	古戦場公園 緑 地	● 指定地に隣接し、来訪者にとっては公園と指定地は一体のものと見える。   
	駐車場	● 古戦場公園内駐車場は、指定地の見学者の駐車場や駐輪場としても利用されている。 
	石碑 (公園名板 その2)	● 指定地や古戦場公園の入口的な位置に設置されている。
指定地外 (附周辺)	御旗山 自然林、参道 など	● 山全体が史跡を構成する要素であり、その山中の自然林や参道、中腹や入口前にある鳥居なども重要な要素として捉えられる。
	首 塚 長久手合戦 四百年記念碑	● 指定地前の市道横に建てられているもので、道路から奥まっている指定地の目印となっている。
	色金山 展望テラス	● 史跡指定当時は展望が開けていたと考えられるが、周辺部の樹木が茂り現在はその特徴は見られない。この展望テラスは、色金山の立地性を特徴づける施設で、家康がこの場所で四方を見渡し、山頂にある床机石を使い軍議を開いたといわれる由来を目の当たりに出来る施設となっている。

第4章 現状の課題

1 保存、活用の課題の整理

(1) 史跡の本質的価値に関すること

① 地形について

- 合戦時の地形はほぼ残されているものの、長年の風雨や踏圧等により土砂の流出が見られる箇所がある。また、整備された園路も老朽化し所々が地道化し、どこでも歩ける状態となっている。大型商業施設の開業等の影響で、より訪問者が多くなることが考えられ、どこでも歩けるという無秩序な史跡利用が進むと、遺構面に影響が出ることが考えられる。

② 石碑等（宝永の碑、明和の碑、明治の碑などと、それを囲む石柵など）

- 石碑周りの樹木が成長しすぎること、その根茎が石碑に与える影響が懸念される。
- 石碑周りに実生から成長したと思われる樹木が多くあることや、植えられた樹木が成長しすぎて石碑本体が見えにくくなっている。
- 石碑本体に目立った損傷は見られないが、花崗岩製である石柵は劣化が進んできている。但し、首塚の「宝永の碑」は、上部に補修痕がある。
- 石碑を囲む石柵は、コンクリートや接着剤による補修痕が見られる。コンクリートの補修痕やコンクリート基礎がむき出しの状態は、史跡景観としてはふさわしくない。
- 武蔵塚の石柵は、ステンレスで補修されているが、石柵自体も劣化が進んでいる。

③ 眺望について

- 長久手古戦場は明治末までは庄九郎塚から勝入塚が見え、また、周辺部への眺望にも優れていた場所であったが、繁茂した樹木によりその特徴が失われている。
- 御旗山は、長久手合戦時も眺望に優れた場所であったが、周辺樹木の生長によりその特徴が失われている。
- 色金山も御旗山同様、眺望に優れているという特徴があったが、現在はその面影は見られない。

④ 埋蔵文化財（推定）

- これまで埋蔵文化財調査は行われてこなかったが、土砂の流出や無秩序な利用などは遺構保全面からは解消する必要がある。

(2) 保存・活用に関すること

① 既存施設について

- 昭和 62 年に散策路やベンチの整備が行われたが、それぞれ老朽化が進んできている。
- 勝入塚から北に向かう園路と史跡境界の交差点にある亀の形をした石造物は、由来等を調査し、必要と判断されれば保存するなど、検討を行わなければならない。

② 樹木について

- 史跡として保護されてきたため、樹木の間引きや剪定等があまり行われてこなかった。本史跡の特徴である、緩やかではあるが複雑な地形や景観などが視認しにくくなっている。
- 安定した雑木林的植生が維持されているものの、全体的に樹木が繁茂し、史跡景観上や利用者の安全性などに配慮する必要がある。
- 合戦当時にはなかったであろう、ソメイヨシノやヒマラヤシーダーなどの園芸種や外来種が見られるなど、史跡の指定地にふさわしくない樹木も見られる。
- 実生から生長した樹木が多く見られ、地下遺構への影響が懸念される。

(3) 管理上調整が必要な要素に関すること

① 植栽・樹木について

- 多く植えられたソメイヨシノは、本史跡の特徴の一つでもあるが、合戦時にはなかった植物である。ソメイヨシノは、山桜等在来種に比べ寿命が短く病気になりやすいという傾向がある。指定地内のソメイヨシノも老木化が進んでおり、突然の落枝や倒木する可能性もある。
- 外来種や園芸種も見られ、古戦場としての景観にはふさわしくない。
- 樹木の根茎などが石碑に与える影響、繁茂しすぎた樹木が石碑を見えにくくしている、多く植えられているソメイヨシノの取扱いなど、樹木の管理に関する問題も多く、将来的には史跡全体の樹木を管理するための計画等の検討が必要である。

② 看板類について

- 石碑周りには解説板、標柱、QR コード付案内板が設けられているが、現在の表示方法では子供などが理解できるものとなっていない。またそれぞれが近辺に接しており煩雑さを感じる。
- 史跡全体の案内や説明する案内板が隣接する古戦場公園にあるが、老朽化し表示面もわかりにくい。

③ 隣接地の施設「古戦場公園」との関係について

- 史跡のガイダンス機能としては隣接する古戦場公園内の「長久手市郷土資料室」が役割を果たしているが、施設としての老朽化や手狭さ等から充実した役割を担いきれていない。
- 現在の利用形態を見ると、長久手市郷土資料室からスタートし、指定地内の見学が中心となっているが、指定地内へのアクセスがスムーズにできないなどの土地利用上の改善すべき点がある。

④ 市所有の未指定地について

- 市所有の未指定地は、来訪者にとっては指定地内と感じられるものであり、地形や植生など指定地内と同じ環境にある。将来的には調査等を実施し、関連付けができれば追加指定をするなどして、指定地との一体化が望まれる。

⑤ 隣接する樹林などについて

- 眺望に優れていたと考えられる「御旗山」「色金山」は、指定地外の樹木の生長によりその特徴をなくしている。御旗山は富士社境内地であり、眺望を改善するためには所有者に協力を得ながら、樹木整備を行う必要がある。色金山歴史公園については、地元区の所有地を市が借用している状況のため、所有者や市関係部局と協議し樹木整備を進めていく必要がある。

2 整備課題の整理

整備は、保全のために行う整備と、活用のために行う整備とに分けられる。

① 保全のための整備課題

- 石碑や石柱など既存石造物への周辺樹木の根茎や落枝等による損傷などが懸念される。
- 繁茂した樹木が、合戦当時の地形や雰囲気を感じさせなくしている。
- 周辺の急激な都市化による来訪者の増加が想定され、無秩序な利用による地形や樹木等に与える影響が考えられる。
- 市所有の未指定地は公園的な利用がされている。本来は古戦場として一体的なものであり、指定地として保存を図っていくなどの検討が必要である。

② 活用のための整備課題

- 本史跡のような古戦場は、石垣等を擁する城郭遺構とは異なり分かり難い面がある。それを補完しているのが隣接して設けられている「長久手市郷土資料室」であるが、その資料室も老朽化や手狭さなどがあり、十分なガイダンス機能を果たしきれていない。また、展示内容、手法、魅力の向上が求められている。
- 舗装材が老朽化し、わかりにくくなった園路が、無秩序な史跡利用を進めている。史跡保護や樹木保護の観点からも、再整備が必要である。再整備にあたっては隣接する「古戦場公園」も視野に入れた利用導線の見直し、整備を進めていかなければならない。
- 現在の利用形態である、「長久手市郷土資料室」を見学してから史跡を散策するというルートは今後も変わらないと考えられる。「古戦場公園」を含んだ全体がわかる案内板や道標等のサイン設備が不足している。
- 長久手古戦場を中心に少し離れて武蔵塚、御旗山や首塚、色金山と点在して史跡地がある。パンフレット等で案内はしているものの、それぞれの有機的なネットワーク化が図られていない。

3. 運営体制の課題

現在「長久手古戦場」の管理運営は、長久手市が「古戦場公園」と一体的に行っている。指定地内の管理内容は主として樹木管理であり、ソメイヨシノやマツなどの剪定、草刈などである。史跡案内に関しては、昭和 58 年に設立された「長久手市郷土史研究会」がボランティア活動の一環とし、長久手古戦場に関係する市内の史跡や名所をガイドしている。

「長久手古戦場」は、「古戦場公園」と土地利用や施設の内容・機能面から密接な関わりがあり、管理運営も市が一体的に行っている。今後もより連携を高め、適切な細やかな管理や運営を進めていく必要がある一方、史跡の保存活用のためには市民等の協力も不可欠であるため、その関わり方等も検討していく必要もある。

第5章 保存管理の基本方針

1 保存管理の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値、再評価したものを守り、その価値が損なわれることのないよう、適切な管理を行う。

「国指定史跡の指定事由」を十分認識し、地形の改変や史跡地からの眺望の確保、雑木林的樹林景観を保全するため、現状変更を最小限に留めると共に、指定地の追加指定も視野に入れ、今に残る「合戦当時に近い環境―雑木林の丘陵地形」の保存・再生を行う。また、現在課題となっている樹木の管理方法については、長期的視点に立ち、樹木を管理するための計画等の検討をしていく。

- (2) 史跡保存の観点に立った利用導線等の見直しを行い、無秩序な利用がないようにする。

周辺環境の変化にともない訪問者の増加が予測される。遺構保存の観点に立ち無秩序な利用がなされないよう、計画的に園路やサインを設け遺構の保全に努める。

- (3) 隣接する「古戦場公園」との一体的な保全を図る。

本史跡への来訪者は、本史跡と「古戦場公園」とは一体的なものと捉えている。公園も長久手合戦を意識して整備されたものであり、その点では指定地と同様に「国指定史跡の指定事由」を認識する必要がある。そのことから、公園は指定地の価値を補完する役割を担うと考え、景観上においても合戦場であった雰囲気醸成する必要がある。

2 保存管理の方法

① 石碑などの石造物の保存について

- 石碑を囲むように設けられた石柵は、経年劣化が見られ（一部はコンクリート等で補修済み）、石材の保護が必要となってきた。薬剤による石材の強化や、破損や欠損部などは、指定地としてふさわしい手法を用い修復していく。また、コンクリートがむき出しの基礎についても同様、史跡として調和がとれた修景を行う。

② 樹木の管理について

- 指定地内の樹木を本質的価値を損なわないように管理していくためには、指定地全体を俯瞰し、長期的視点に立った管理が必要となる。今後は樹木管理計画を策定し、計画的に樹木の管理を行っていく。

③ 既存構造物の管理について

- 老朽化した園路は、古戦場としての雰囲気や現況植生に配慮して、既存園路の再整

備を基本とする。「古戦場公園」との回遊性を高めたものとする。

- サインは、国指定史跡に指定されていない長久手古戦場に関連する史跡もあるため、市域全体の文化財も含めた統一したデザインとし、利用者にわかりやすくするなど、サイン計画を策定する。

3 現状変更等の取扱い方針

現状変更等の取扱い方針としては、「古戦場」として江戸時代から現在まで保存、継承されてきた石標や顕彰碑を良好な状態で将来に引き継ぎ、合戦当時の眺望の良さを想像させる立地や、現在の丘陵地形、都市化が進む中で残された貴重な雑木林的景観の保存を確実にを行うことを原則とする。保存活用に資する行為については、必要に応じて愛知県教育委員会や文化庁と協議を行い、許可を受けた上で現状変更を行うこととする。

(1) 現状変更

現状変更等の許可申請の対象となる行為は、次の項目が該当する。

- a. 土地の掘削、切土・盛土等土地の形状変更
- b. 建築物・工作物の新築や設置・改築や改修・除却など
(工作物とは建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、側溝や集水桝・案内板等をいう。)
- c. 園路等の修繕や改修
- d. 地下埋設物の設置や撤去
- e. 樹木の伐採・植栽
- f. 保存整備
- g. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為
(物理的に現状に変更を及ぼす行為ではないが、史跡保護の観点から見て将来にわたり支障を及ぼす行為をいう。)

以上の現状変更等を行う事業主体は、長久手市教育委員会を窓口とし、必要に応じて文化庁、愛知県教育委員会とも協議を行った上で、許可を受けなければならない。

また、史跡の整備に際しては、文化庁や愛知県教育委員会の指導を受け、新たに保存や整備に関する委員会等を組織し、計画の検討を行うものとする。

(2) 現状変更等の取扱い

① 文化庁による現状変更等の許可が必要な行為

1. 土地の掘削、切土・盛土等土地の形状変更
2. 眺望や景観に大きな影響を及ぼす行為
3. 石柵の全周取替えなどの本格的補修
4. 史跡の価値を構成する要素に影響を及ぼす行為
5. 史跡の保存管理や整備活用上必要な行為

- 盛土、掘削、切土等の土地の形状変更
- 工作物の設置や改修や除却、木竹の伐根や植栽

以上の現状変更は、文化庁、愛知県教育委員会及び長久手市教育委員会等の関係機関と協議を行った上で、許可を受けなければならない。

② 長久手市教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

1. 土地の形状変更を伴わない工作物の設置や改修
 - 石碑周りの石垣の石が数石転落した場合の石材の原位置への据え直しや、石柵の部分的補修や取替え
2. 管理に必要な施設の設置、改修又は除却
 - 標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲さく等
3. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物（側溝、街渠、集水桝及び電線共同溝を含む）の設置又は改修
4. 樹木の伐採（危険木、枯損木の伐採を含む）
 - 枯枝の伐枝、枯損木の伐採や腐朽防止剤の塗布
 - 松くい虫等病害虫に罹患した植物の伐採、除去、被害の拡大を防止するための周辺植物・土壌の除去、入れ替え等
5. 掘削を伴わないように配慮した上での立ち入り禁止看板等の仮設工作物の設置

③ 現状変更等の許可が不要な行為

1. 日常的な維持管理行為
 - 指定地内の清掃や除草
 - 支障木の枝の除去、枯枝の除去
 - 樹木の施肥、刈込、剪定
 - 既存建物の外壁や屋根の塗装などの小規模な修繕

④ き損、又は衰亡している場合に、衰亡前の状態に戻す措置

1. き損に対する応急的措置（許可が不要な行為）
 - 大雨時の斜面崩壊箇所への災害拡大防止のための土嚢の設置や簡易な土留め杭の設置

- 応急的かつ緊急的に原状復旧を行う場合は、「き損届」を文化庁長官に届出なければならぬ。なお、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う場合は、現状変更の対象となる。

(3) 現状変更等の許可基準

現状変更の内容にともなう取扱いを、「表一 現状変更等取扱い基準」に示す。但し、表に記載した項目以外に、現状変更に相当する可能性のある事項については、愛知県教育委員会及び文化庁との協議の上で判断するものとする。

関連する法規には以下のものがある。

関連法令

- 1.文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
（最終改訂：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）
- 2.特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
（最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号）
- 3.文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
（最終改訂：平成 28 年 12 月 26 日政令第 396 号）
- 4.文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の
現状変更等の許可の事務の処理基準（平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号）
- 5.記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について（平成 23 年 4 月 1 日記念物課長
通知 23 財記念第 5 号）
- 6.文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の
一部を改正する政令（平成 27 年 12 月 16 日政令第 418 号）
- 7.史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則
第 7 号）（最終改訂：平成 27 年 9 月 11 日文部科学省令第 30 号）

表- 現状変更等取扱い基準（その１）

現状変更の種類・内容		取扱い	区分	許可区分
発掘調査及び史跡整備	発掘調査や整備に伴う工事	史跡の保存及び価値の向上に資する場合、地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。		文化庁長官
地形	土地の形状変更	盛土や掘削、切土など地形の形状変更は、原則として認めない。但し、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。		文化庁長官
建築物	新規建築物	原則として認めない。		—
	増築・改築	原則として認めない。		—
	除 却	地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。	50 年以上	文化庁長官
			50 年未満	長久手市教育委員会
	維持管理（小規模修繕）	日常的な管理、簡易的な補修は、許可を要しない。		—
小規模建築物	新築、増築・改築 (増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していないものに限る)	2 年以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値の向上上必要で、本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。	土地の形状変更を伴わない場合	長久手市教育委員会
	除 却 (増築又は改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していないものに限る)	地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。	50 年以上	文化庁長官
			50 年未満	長久手市教育委員会
	※小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が 120 ㎡以下のもの）			
工作物	設 置	盛土や掘削、切土など地形の形状変更は、原則として認めない。但し、史跡の価値の向上上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。	土地の形状変更を伴う場合	文化庁長官
	改 修		土地の形状変更を伴わない場合	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	柵の色の塗替えなどの恒常的維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。	原状復旧を行う場合	—
		大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、き損・復旧届を必要とし、原状復旧を行った上で改善行為を行う際に現状変更届を必要とする。	原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官
	※工作物（小規模建築物に附随する門や生垣又は塀、既設の道路に設置される電柱・道路標識・信号又はガードレール、木道など）【道路とは、国道や都道府県道、市町村道のほか農道、林道を含む】			

表- 現状変更等取扱い基準（その2）

現状変更の種類・内容		取扱い	区分	許可区分
管理に必要な施設	設 置	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合は、必要最小限の範囲で認める。	新設	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。	原状復旧を行う場合	—
		大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、現状変更届やき損・復旧届を必要とする。	原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官
	※管理に必要な施設（標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲さくなど）			
埋設物等	設 置	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観への配慮がされている場合は認める。	必要最小限の規模を超える場合	文化庁長官
	改 修		土地の形状変更が必要最小限である場合	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。	応急的な原状復旧を行う場合	—
		大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、現状変更届やき損・復旧届を必要とする。	原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官
	※埋設物等（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管他その他これらに類する工作物）			
樹植木栽	樹木の伐採、伐根等	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構に影響を与えない範囲で認める。	伐根	文化庁長官
			伐採	長久手市教育委員会
	植 栽	原則として認めない。但し、史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観への配慮がされている場合は、認める。（史跡整備をともなう場合は、文化庁長官の許可を得る）		文化庁長官
	日常的な管理に関わる樹木の枝打ち、除草等	許可不要。必要に応じて実施する。		—

※樹木の管理に関しては、景観、眺望の改善等様々な課題を抱えているため、今後樹木管理計画等を策定し、計画的に管理を実施していく。

(4) 追加指定について

現在の指定地及び今後保存・活用上保護を要する区域は、下記のとおりである。史跡の保存と今後の整備活用を考慮した上で、指定地周辺部の調査等を実施し、地形等の現状が指定地と関連付けができれば、積極的に追加指定を目指すなどして、史跡の保存・活用に努めることが必要となってくる。

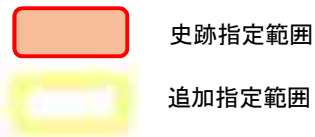
長久手古戦場（古戦場公園）



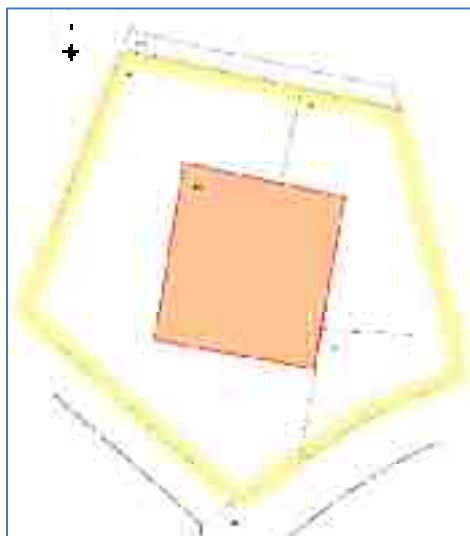
長久手古戦場（二本松塚）



長久手古戦場（武蔵塚）



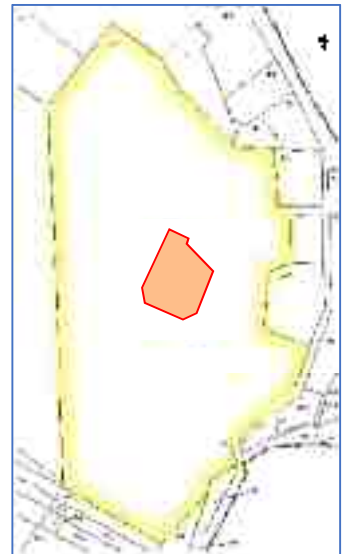
附 御旗山



附 首塚



附 色金山



第6章 活用計画

1 活用の基本方針

国指定史跡は市内各所の広範囲に点在しており、その中心部となる「長久手古戦場」は、現在、公園の一部となっているため、市民が指定地であると認識しないまま、利用している現状がある。指定地の適切な保存を行うために、国指定史跡となった由来や指定地内に建立されている「石碑」等の価値及びその保存の必要性を正しく認識される必要がある。

また、その認識を深めるためには、史跡長久手古戦場の本質的価値の一つである眺望の良さを活かしていく必要があるため、眺望の維持・回復に努め、今ある眺望が失われないようにしていく必要がある。

その上で、点在する指定地それぞれの特徴や歴史的関連性などを結びつけるなどして活かし、それらを活用・PRするためネットワーク化を図り、ネットワークを活かして普及啓発活動（フィールドワーク、イベントなど）、情報発信（案内板やリーフレット等の作成等）して積極的に事業をPRし、情報を公開していく。

2 具体的方法

（1）個別活用計画

①長久手古戦場エリア（勝入塚、庄九郎塚、二本松塚、武蔵塚）

長久手古戦場エリアは、長久手合戦の激戦があった地点であり、中心地点であるという立地から、激戦が行われた場所の地形・眺望等を回復するため、樹木の伐採等を実施し、遺構面への影響を取り除いていく。また、樹木の伐採においても、現状の都市空間の中の緑を保全する必要があるため、眺望の回復を目指し、維持していく場所を特定するなどして必要範囲内で取組み、景観を保全していく。

また、石碑及び石碑周辺の補修や樹木管理等を行い、石碑そのものの保存を図るとともに、石碑の由来等が来訪者に正しく認識されるようにしていく。

その他に、小牧・長久手の戦いを解説するための拠点を整備し、普及啓発活動、情報発信、点在する史跡のネットワークの中心地点として、史跡の活用を図っていく。

②御旗山エリア（附 御旗山）

御旗山エリアは、長久手合戦の際、家康軍が本陣を置いた場所として知られ、国指定史跡の指定にあたっては眺望に優れた場所であることが評価されていることから、現在の石碑がある場所と長久手古戦場エリア、色金山エリア方面との相互の眺望を回復し、維持していくため、樹木の伐採等を実施するが、緑の保全を意識しながら、景観を保全していく。

また、石碑の由来や眺望に優れていたことなどを来訪者に正しく認識されるようにしていく。

③首塚エリア（附 首塚）

首塚エリアは、周囲を住宅等に囲まれた場所となっているため、眺望を活かした取組は難しいと思われるが、来訪者が訪れた際、石碑が見えにくい状態にあるため、石碑の樹木

管理を適正に実施し、石碑の保存、景観の保全をしていく。

また、首塚と近隣にある安昌寺は、結びつきが深いことから、それらの史実と石碑の由来等を来訪者に正しく認識されるようにしていく。

④色金山エリア（附 色金山）

色金山エリアは、家康が山頂にある石を床机に見立てて、軍議を開いた場所とされており、国指定史跡の指定にあたっては眺望に優れた場所であることが評価されていることから、現在の床机石からの眺望を回復・維持していくことが望ましいが、周辺は色金山歴史公園として整備され、樹木が繁茂しているため、公園内に整備された展望テラスから、かつて見ることができた長久手古戦場エリアと御旗山エリア方面との相互の眺望の回復・維持を実施する。眺望の回復・維持にあたっては、樹木の伐採・剪定等により、周辺環境に配慮しながら、景観の保全を図っていく。

また、床机石については、樹木が繁茂していることから、樹木管理を適切に実施し、石の保存と景観の保全を図っていく。

併せて、床机石・石碑の由来や眺望に優れていたことなどを来訪者に正しく認識されるようにしていく。

（２）史跡長久手古戦場及び周辺の市指定文化財とのネットワーク形成

今後、古戦場公園に整備予定のガイダンス施設の展示等により、指定地と周辺の市指定文化財との関係や結びつきを理解してもらうための工夫をする。また、指定地及び市指定文化財がある場所周辺は、住宅開発の影響で長久手古戦場の地形や眺望、位置関係などが分かりづらい状況となっている。そのことから、関係機関・部署との調整をし、指定地を含めた文化財の説明板やサイン等を市内各所に設置し、市内の長久手古戦場関連の場所のつながりを知り、理解を深めながら来訪者に歩いてもらい、景色を眺めてもらうための取組を進めることで、長久手古戦場の距離感・臨場感を体感することを促していく必要もある。

この際には、AR等の情報技術を用いた情報揭示も積極的に活用していくこととし、指定地や市指定文化財を含めた有機的なネットワーク形成の促進を図っていく。

（３）史跡長久手古戦場と地域との連携

現在においても、市民団体のボランティアによる史跡めぐり案内、市内の市民組織が中心となって実施している長久手古戦場桜まつりといったイベント、市が行う講座等で地域とのつながりはあるが、今後、古戦場公園の再整備によって、整備予定の施設等を活用し、史跡にもっと親しみを持ってもらい、地域の歴史遺産として大切に保存活用してもらうことを促す必要がある。指定地が含まれる古戦場公園の管理運営と合わせて、他の史跡も含めた、保存活用を図る市民組織等の立ち上げをしていくことが望まれる。そのための支援等を行政で考えていく必要がある。

小牧・長久手の戦いは広範囲が戦場になった合戦であり、合戦の歴史は各地で語り継がれている。そのことから、市内の組織等との連携にとどまらず、合戦に関連する小牧市や犬山

市、日進市など他市町村の組織等との連携を進めていく必要がある。また、古戦場跡として残された「国指定史跡桶狭間古戦場伝説地」「国指定史跡関ヶ原古戦場」や「国指定史跡長篠城跡」など全国各地の古戦場がある自治体と共同で実施する古戦場サミット（例えば岐阜県と関ヶ原町が主催となり、平成 28 年に開催された「世界古戦場サミット」）のようなイベントの開催や情報交換を検討していく。

（４）史跡長久手古戦場と郷土教育

現在行われている史跡長久手古戦場に関連する郷土教育として、長久手市郷土資料室の展示解説による学習機会の提供、市内小学校の授業で副読本「ながくて」を活用した学習が行われている。

また、市内小学校を初めとした教育機関等の校外学習・遠足等で長久手古戦場（古戦場公園部分）や附 色金山が利用されている。

今後も市内小中学校の教員と意見交換するなど連携を図り、引き続き現状の郷土教育の取組を進めるとともに、視覚的に郷土の歴史を訴求していくような取組（例えば、屏風等の絵図を活用した取組）を進めていく。さらに、今後指定地周辺で整備が進められていく「リニモテラス」との連携を図り、「ガイダンス施設以外の場所」でも郷土の歴史を伝えていけるようにしていく。ただし、連携を図るにあたっては関係部署等をはじめ、多様な主体（民間企業、市民組織など）との調整などを進めていく必要がある。

今後は古戦場公園に整備予定のガイダンス施設やネットワーク形成を進める周辺の市指定文化財なども合わせて、点と点を結びつけて史跡長久手古戦場全体をめぐるフィールドワークの場として活用し、実体験に基づいた郷土教育を推進していく。

第7章 整備計画

指定地は、長久手古戦場や御旗山、色金山などが市内各所に点在する。

指定地の面積や周辺立地環境はそれぞれ違い、利用のされ方も様々である。これらの現状を考慮し、第3章で述べた「史跡の本質的価値」を、指定地を訪れる人にわかりやすく理解してもらうために、整備計画の方針を示す。

1 整備の基本方針

指定地は全国に三箇所しかない「古戦場」として国指定されており、長久手市の貴重な観光資源でもある指定地の環境・景観を保存し、未来に継承していく。

- ①「宝永の碑」「明和の碑」「明治の碑」などの「石柱」「顕彰碑」は、石柵などで囲まれた周辺部を含めた保存整備を行う。
 - ・樹根や枝などが石碑に影響をおよぼさないような石碑周りの樹木管理
 - ・破損、欠損が見られる石柵などの補修や新設
- ②積極的な保存管理を進めながら、指定地の「本質的価値」をより鮮明にし、分かりやすい整備を行う。
- ③色金山、御旗山、古戦場公園からの眺望ラインを確保するとともに、史跡の範囲の拡張に向け、関係部署等と調整を図る。
- ④各指定地のつながりを分かりやすくし、ネットワーク化を促進するためのルート整備を行うため、関係部署等と調整を図る。

2 具体的方法

(1) 指定地の土地利用計画

史跡長久手古戦場の整備活用を図るにあたり、対象となるのは、古戦場公園を含む①長久手古戦場エリア（勝入塚、庄九郎塚、二本松塚、武蔵塚）、②御旗山エリア（附 御旗山）、③首塚エリア（附 首塚）、④色金山エリア（附 色金山）である。

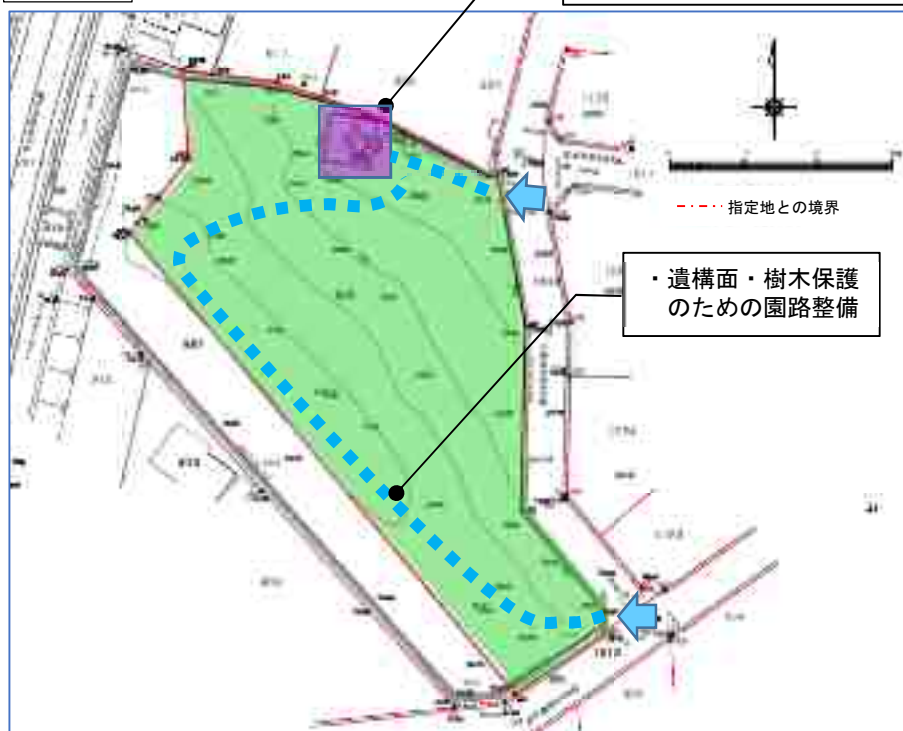
そのうち、①長久手古戦場エリア（武蔵塚を除く）には、ガイダンス施設等の整備をする部分を含むため、この詳細については「古戦場公園再整備基本計画」（平成29年3月策定）において別に示すものとする。

長久手古戦場エリアの「武蔵塚」及びその他のエリアは、石碑・石柵等の補修や説明板を設置する部分、指定地の遺構を保全するための園路整備部分、石碑周辺の植栽管理をする部分、各指定地の相互間の眺望を維持・回復するために樹木の伐採等を行う指定地及び周辺部分とに分けて、各エリアごとに必要な整備を行う。

①長久手古戦場エリア（武蔵塚のみ）

武蔵塚

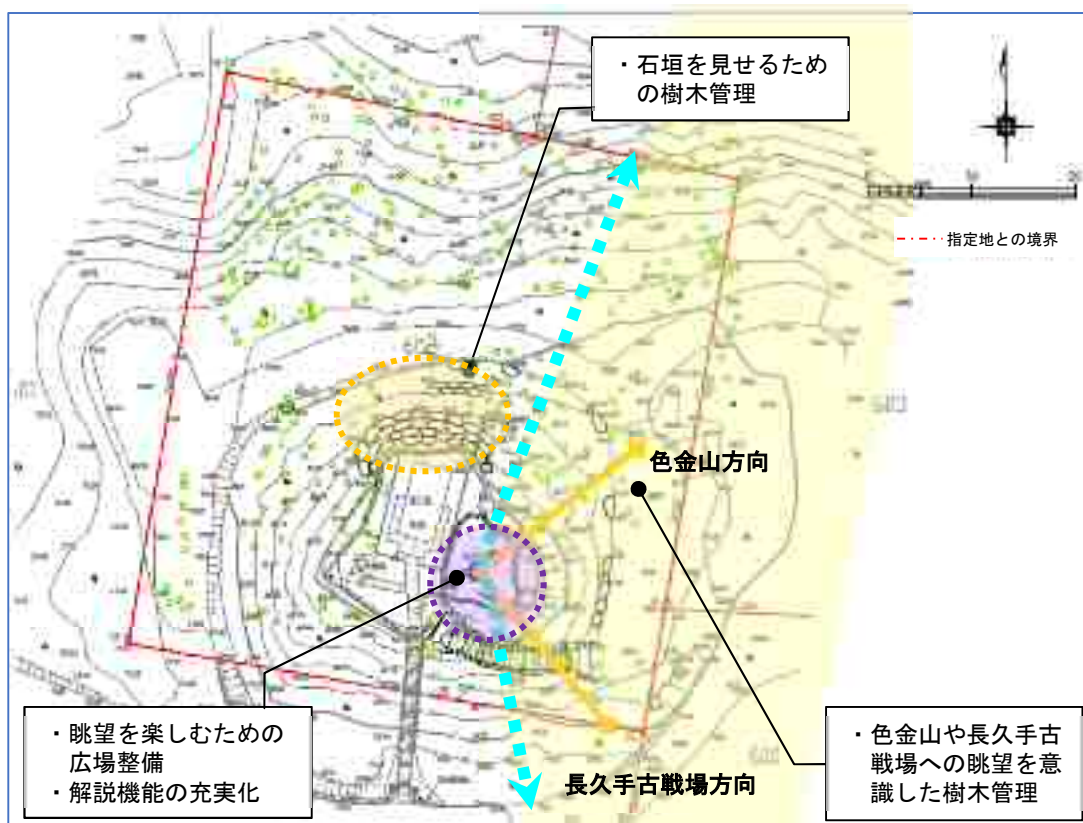
- ・石碑周りの樹木の整理
- ・傷んだ石柵の補修、整備
- ・解説機能の充実化



②御旗山エリア（附 御旗山）

附 御旗山エリア計画

- ・石垣を見せるための樹木管理



③首塚エリア（附 首塚）

附 首塚エリア計画

- ・石碑周りの樹木の整理
- ・傷んだ石柵の補修
- ・解説機能の充実化



④色金山エリア（附 色金山）

附 色金山エリア計画

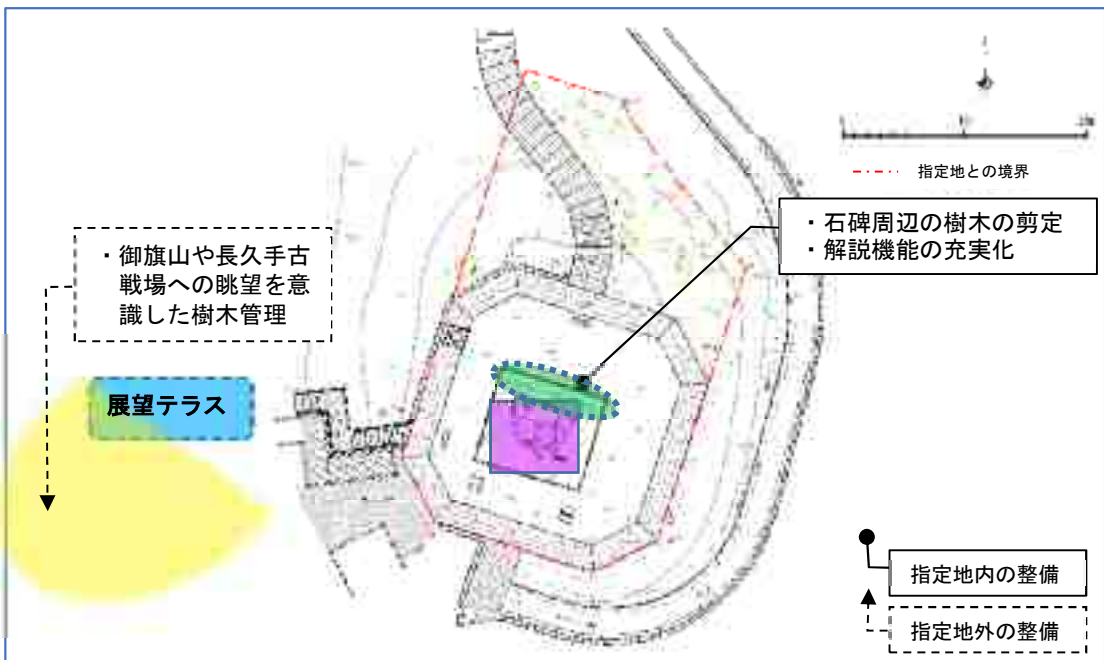
- ・御旗山や長久手古戦場への眺望を意識した樹木管理

展望テラス

- ・石碑周辺の樹木の剪定
- ・解説機能の充実化

指定地内の整備

指定地外の整備



(2) 指定地外の土地利用計画

史跡長久手古戦場は古戦場特有の地形・眺望などが重要である。その地形や眺望を保存し、活用していくためには指定地のみの整備にとどまらず、周辺部分においても考えを示すことが必要である。

①指定地周辺の在り方

かつて描かれた屏風図の風景を見ていた人々と同じ風景を後世に継承していくことに努める。現在の都市景観の維持・回復に向けた風致保全に取り組むため、関係部署等と調整を図る。

②各指定地相互間のネットワーク

現在の街並みの中でも史跡長久手古戦場が持つ、古戦場としての距離感・臨場感を体感するには、指定地だけでなく指定地となっていない場所においても、スムーズかつ分かりやすくまち歩きができるような案内板設置やルート整備を進めていく必要があるため、関係部署等と調整を図る。

第8章 管理運営体制の整備

1 基本方針

史跡長久手古戦場は、長久手市、富士社や石作神社等で所有する史跡であり、全国に3か所のみである「古戦場」として国指定されている、全国でも珍しい歴史遺産である。また、長久手市における観光の中心になる場所でもある。その史跡をより親しみやすく、愛着をはぐくみ、史跡の価値を学ぶことができる、教育や観光といった他分野と結びつけながら「保存・活用」する体制を構築するためには、関係者及び関係機関との連携や協働が不可欠である。また、長久手古戦場の特徴である眺望を継承していくため、都市計画分野との連携も不可欠となってくる。

今後の史跡の運営及び体制整備については、保存活用計画に基づき、包括的に進めていく必要がある。

2 管理運営及び体制整備の概要

(1) 連携体制の強化

所有者・使用者等の関係者と行政機関が互いに連携し、各々の独自性、専門性を活かしながら役割を分担しつつ協力する「協働」の体制を構築していく。この協働の前提として、関係組織間で情報を共有できる仕組みを整え、協力・分担して活動を進めていく。

また、行政機関内では、既に史跡の活用を進めている文化財部門（生涯学習課）や教育部門（教育総務課・小学校）、観光部門（たつせがある課）、その他関連部門間の連携を強めるとともに、情報・意見の交換の機会等を創出し、万全な保全体制を構築する。

(2) 市民協働体制の構築

国民共有の財産である国史跡の管理及び運営は、行政や所有者のみの特定の関係者で行われるのではなく、日常的に史跡長久手古戦場を見守り、そこで生活を続けている地域住民や史跡に関係する市民組織や民間組織等の協力が不可欠である。

普及啓発活動（イベント・歴史講座等）の事業展開や情報発信（市ホームページの改善・充実、パンフレット類の作成）を通して、市民協働の機会を創出し、担い手を育成していく。担い手の育成には、既存市民団体との連携を図っていく。

また、国史跡に隣接する古戦場公園を利用する人たちや関心を持つ人などとの連携、地元企業との連携も必要になってくる。

これら多様な主体との協働を図るため、行政機関内での連絡調整・連携し、一体となって仕組み作りを行い、それぞれの組織が持つ専門知識や技能等を国史跡の管理運営に活かせる環境・仕組みの構築を検討する。

なお、これらの環境・仕組みに対して指導・助言するため、現在の長久手古戦場野外活動施設運営委員会を発展させ、(仮称) 史跡長久手古戦場及び古戦場公園保存活用

委員会を指導機関と位置付け、その指導に基づき文化庁及び愛知県の指導・助言を受けながら保存・活用を進めていく。

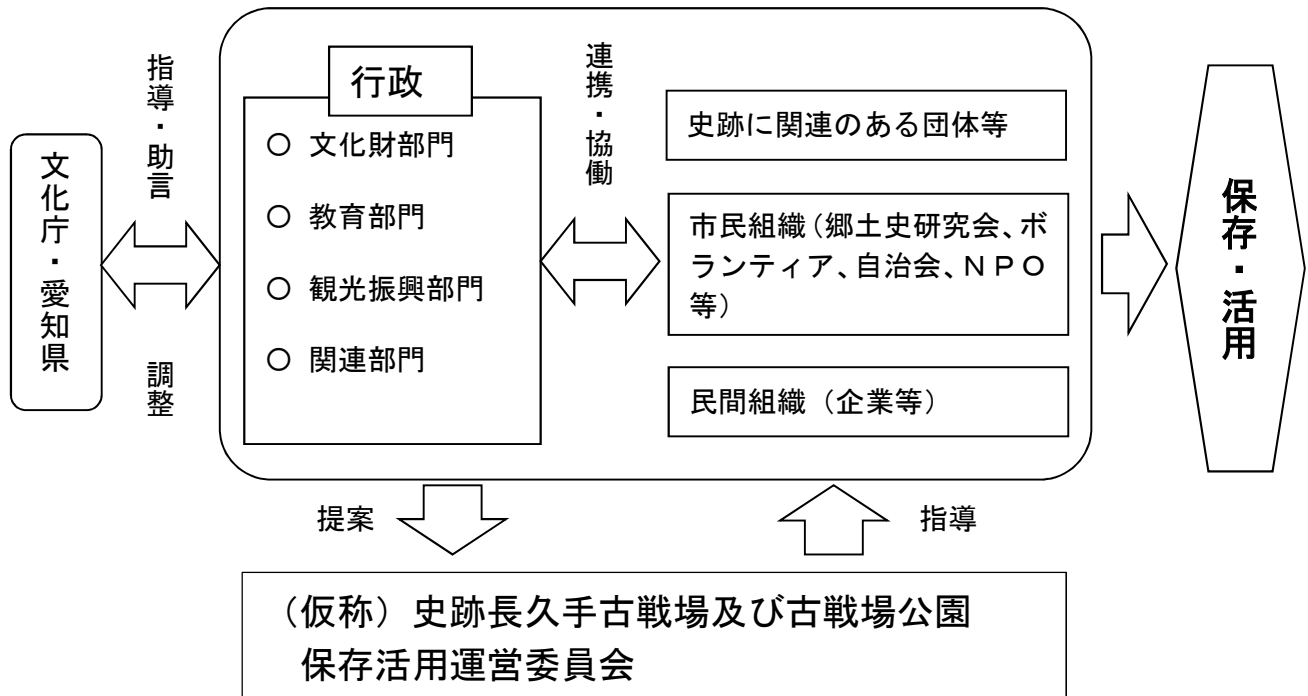


図 管理運営及び体制整備の概念図

第9章 経過観察

1 方向性

第5章から第8章の内容について、本計画と密接に関連している古戦場公園再整備基本計画（平成29年3月策定）と共通した年次に基づき、経過観察を実施する必要性がある。そのため、再整備計画の中で「施設整備の完了予定としている時期」（平成34年（2022）度）、再整備完了から約10年後の「計画の見直しを実施する予定の時期」（平成43年（2031）度）を経過観察の時期に設定し、経過観察を実施する。

2 方針

史跡長久手古戦場の保存活用にあたっては、管理団体である長久手市、あるいは市民組織等が中心となって、以下のような項目について経過観察を行い、その結果をその後の保存管理、整備、活用に活かしていく。そのため、（仮称）史跡長久手古戦場及び古戦場公園保存活用運営委員会（以下「運営委員会」という。）への報告などを行う。

表 経過観察項目一覧表

区分	項目	観察時期（年）		観察主体	観察手法
		2022	2031		
計画全体	・予算確保のための取組はあるか	○	○	事務局	運営委員会への実績報告
	・保存活用計画の見直しは実施されているか		○		
保存	・史跡等の調査・研究の進展はあったか	○	○	事務局	運営委員会への状況報告
	・樹木管理は適切に行われたか	○	○		
	・保護を要する範囲の追加指定は行われたか	○	○		
	・現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	○	○		
活用	・史跡の認識を深めるための措置はされたか	○	○	市民組織等 事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見等の公開
	・史跡の眺望は視認できるようになったか	○	○		
	・点在する史跡のネットワーク形成を活かした事業を実施したか	○	○		
	・史跡の啓発活動・情報発信はされているか	○	○		
	・イベント・史跡めぐり案内等は継続的に実施されているか	○	○		

区分	項目	観察時期（年）		観察主体	観察手法
		2022	2031		
活用	・史跡の保存活用を図る市民組織等は立ち上げされたか	○		市民組織等 事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見等の公開
	・小牧・長久手の戦いや古戦場に関連する他市町村の組織等との連携はできたか	○	○		
	・授業による史跡見学の実績（学校数、児童生徒数）	○	○		
	・視覚的に訴求する郷土教育の取組ができたか	○	○		
	・A R等の情報技術を導入し、活用できたか	○			
	・リモテラスとの連携は進んでいるか	○	○		
整備	・整備基本計画の見直しは行われたか		○	運営委員会 事務局	運営委員会による整備基本計画と実施済み事業の評価、検証
	・史跡の整備は行われたか	○			
	・史跡周辺の施設の整備は行われたか	○			
	・ガイダンス施設は整備されたか	○			
	・整備した史跡・ガイダンス施設等を市民ニーズや社会情勢等の変化に合わせて、更新されているか。		○		
	・史跡のネットワーク化の拠点機能は整備されたか	○			
	・眺望の回復・維持のための整備は進んでいるか	○	○		
	・史跡のネットワーク化を支えるルート整備は進んでいるか	○	○		
運営・体制	・他部署や地域との連携は十分であるか	○	○	事務局 市民組織等 ほか	事務局及び市民組織等による活動実績の評価、公表
	・史跡の保存活用、整備に対して、指導・助言するための運営委員会が設立し、適切な運営がされているか	○	○		
	・史跡の保存活用を図る市民組織等の運営は適切に行われているか	○	○		